

厚岸町議会 第1回定例会

平成28年3月10日

午前10時00分開会

- 議長（佐藤議員） ただいまから、平成28年厚岸町議会第1回定例会を続会いたします。
- 議長（佐藤議員） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。
- 議長（佐藤議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、厚岸町議会会議規則第118条の規定により、11番、中川議員、12番、佐々木亮子議員を指名いたします。
- 議長（佐藤議員） 日程第2、議案第33号 厚岸町立保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
保健福祉課長。
- 保健福祉課長（阿部課長） ただいま上程いただきました議案第33号 厚岸町立保育所条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。
この条例は、児童福祉法の規定に基づく保育所の設置のほか、職員配置や保育所の実施基準、保育料などを定めており、今般の改正については、保育料の改正を行おうとするものです。
保育料については、従来、児童福祉法第56条第3項の規定において、本人またはその扶養義務者から徴収した場合における家計に与える影響を考慮して、保育所における保育を行うことに係る児童の年齢等に応じて定める額を徴収することができるとされ、昭和51年の厚生省の通知である児童福祉法による保育所運営費国庫負担金についてにおいて、保育所徴収金、保育料基準額表を定められており、当町ではこの基準額表を参考として現行の保育所徴収金額表、いわゆる保育料を定めております。
この国が示す基準額表は、国庫負担金の精算基準としての位置づけとなるもので、公立の保育所の運営費については、平成16年度からの一般財源化により国庫負担金の精算は行う必要がなくなったものの、保育料算定に当たっては参考としていたものであります。したがって、町独自の保育料算定を制限しているものではないため、当町では平成12年以降、保育料自体の改正は行っておらず、階層区分の国が進めた8階層への区分統合についても負担能力に応じた保育料に配慮するため、17階層を維持してきたものであります。
こうした中、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が平成24年8月に成立し、子ども・子育て支援に係る新制度が推進されることになり、平成27

年4月1日から子ども・子育て支援法や児童福祉法の改正法が本格施行されております。

子ども・子育て支援新制度では、認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付である施設型給付が創設され、公立の保育所については自動的に新制度へ移行することとされ、当時の保育所についても新制度での位置づけがされております。

保育所の新制度への移行に伴い、利用者負担金について世帯の所得の状況、その他の事情を勘案し、実施主体である市町村が定めることとなっております。昨年4月からの新制度への移行に際し、保育料の改正については、利用者負担額の階層区分の設定が市町村民税額と所得税額の併用から市町村民税額へ一本化されたことや、年少扶養控除の見なし適用がなくなること、給付単価の設定が年度末の3月31日であったことなどから、不透明な状況や改正による影響を見きわめる必要があるため、改正を1年間見送ってきたところであります。

お手元に配付の議案第33号説明資料、厚岸町立保育所条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらん願います。新旧対照表によりましてご説明申し上げます。

第4条の改正は、本条で引用している職業能力開発促進法の条番号が繰り下がったことによる改正であります。

別表第5条関係保育所徴収金額表を保育料金額表と改め、2ページから3ページにわたり階層区分について国基準では8階層であります。現行A階層からD12階層までの17階層について、引き続き負担能力に応じて配慮した保育料とするため、国基準を参考にA階層からC13階層までの15階層に改めるものであります。

階層区分の右側、定義については、現行ではC階層が市町村民税、D階層が所得税の額で定めていたものを、夫婦と子供2人の4人世帯を基準に算定した市町村民税の額に置きかえた階層に改めるものであります。この4人世帯を基準にした市町村民税の額については、子供2人を基準としているため、3人目以降の子供の年少扶養控除分は加味されず、3人以上の子供を扶養している世帯では高い階層になる場合があることから、別途備考の6において、3人以上の子供を扶養している世帯に対し、年少扶養控除を適用する規定を新たに加えております。

次に、定義の右側の保育料についてであります。3歳未満児と3歳以上児に分かれており、各階層において現行の保育料額が国の基準額を下回っているA階層からC7階層までの九つの階層と、C9階層及びC11階層からC13階層までの三つの階層については、現行の保育料に据え置いております。また、C8階層、C10階層については、国の基準額と同額に引き下げるものであります。

次に、備考1の改正については、市町村民税全体の定義から市町村民税の均等割りと所得割の定義へ改めるものであります。

備考2の改正については、現行の所得税の額の定義に市町村民税の控除対象外の内容に改めるものであります。

備考3の改正については、4ページにわたり現行児童の年齢の根拠を月単位としていたものを年度単位に改めるものであります。

備考4の改正については、保育料の減額に係る世帯の軸を改め、表中の文言をあわせて改めるものであります。

備考5の改正については、5ページにわたり同一世帯において2人以上の児童が入所している場合に、現行では階層により半額となる児童と10分の1になる児童を定められ

ているものを、一律最年長の子供から順に2人目を半額、3人目以降を無料に改めるものであります。

備考5の次に備考6として、地方税法の一部を改正する法律により廃止された年少扶養控除等の上乗せ部分について、廃止による利用者負担額の影響をさせないよう、当分の間3人以上子供がいる世帯へ年少扶養控除を適用する規定を追加するものであります。

なお、この改正により、これまでの保育料額と比較し、同額または引き下げを行う改正となることから、保育料の影響額について算出したところ、178万7,000円の減額と試算しております。

議案書の46ページにお戻り願います。

附則でございます。

この条例は、平成28年4月1日から施行するものとしております。

なお、お手元に、議案第33号参考資料として、保育料改正案資料を配付しておりますので、参考に供していただきたいと存じます。

以上、大変簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。ございませんか。

（なし）

●議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（佐藤議員） 日程第3、議案第34号 厚岸町立へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） ただいま上程いただきました議案第34号 厚岸町立へき地保育所条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

この条例は、へき地保育所の設置のほか、職員配置や入所児童の範囲、保育料などを定めており、今般の改正については、保育料の改正を行おうとするものです。

へき地保育所の事業については、従来、児童福祉法第39条に規定する保育所を設置することが著しく困難であると認められる地域で、市町村長が実施要件に適合すると認め、指定した施設において児童を保育する事業とされており、認可保育所の設置基準には満たない要件で事業運営が行われております。これを考慮し、当町のへき地保育所の保育料については、厚岸町立保育所条例の保育所徴収金額表のC 1階層 3歳以上児の場合の月額保育料 1 万1,590円をもって、へき地保育所の月額保育料としているところであります。

こうした中、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律が平成24年8月に成立し、子ども・子育て支援に係る新制度が推進されることになり、平成27年4月1日から子ども・子育て支援法や児童福祉法の改正法が本格施行されております。

子ども・子育て支援新制度では、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育への給付である地域型保育給付が創設され、へき地保育所については、この中で特例事業として認められているものであります。

この新制度への移行に伴い、利用者負担金について世帯の所得の状況その他の事情を勘案し、実施主体である市町村が定めることとなっております。昨年4月からの新制度への移行に際し、保育料の改正については、従来から町立保育所の保育料を参考としており、その改正を見送ったことから、へき地保育所の保育料についても改正を行わなかったものであります。今般、参考としている町立保育所の保育料の改正が行われることから、それらを参考に当該へき地保育所条例を改正しようとするものであります。

お手元に配付の議案第34号説明資料、厚岸町立へき地保育所条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらん願います。新旧対照表によりましてご説明申し上げます。

第7条の改正は、全部を改めるものであります。

第1項は、市立の保育料から課税状況に応じた保育料とするため、町立保育所の保育料を参考にA階層からC階層の三つの階層を設定し、同一世帯から3人以上の児童が入所している場合、現行10分の1の額を無料とする規定に改めるものであります。

第2項は、次ページにわたり母子、父子世帯や在宅障害児または障害者を有する世帯にあつては、認可保育所の保育料と同様に減額とするものであります。

第3項は、これまでと同様に、特別の理由があると町長が認める場合において減免をすることができる規定であります。

なお、この改正により、これまでの保育料額と比較し、同額または引き下げを行う改正となることから、太田へき地保育所全体の保育料の影響額については、1万2,000円の減額と試算しております。

議案書の48ページにお戻り願います。

附則でございます。

この条例は、平成28年4月1日から施行するものとしております。

以上、大変簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。ございませんか。

（な し）

●議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（佐藤議員） 日程第4、議案第35号 厚岸町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第36号 厚岸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、以上2件を一括議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

町民課長。

●町民課長（板屋課長） ただいま上程いただきました議案第35号 厚岸町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容についてご説明申し上げます。

議案書49ページをお開き願います。

議案第35号 厚岸町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例であります。

厚岸町乳幼児等医療費の助成については、医療保険各法の規定による医療の給付が行われた場合において、一定の所得以下の保護者に監護されている小学生以下の乳幼児等については、本条例の対象となる医療費から当該医療費に係る保険給付の額と他の法令等の規定により、国または地方公共団体等による医療に関する給付を控除した額から、町民税の課税、非課税の区分に応じて個人で負担をし、残りの額について医療費の助成を行ってきたところであります。

個人で負担する額については、3歳未満については入院、通院及び訪問看護に係る初診時一部負担金を、3歳以上の未就学児童については、入院、通院及び訪問看護に係る医療費の1割もしくは初診時一部負担金を、小学生については入院及び訪問看護に係る医療費の1割もしくは初診時一部負担金を基本としておりますが、本年度における厚岸町未来創生総合戦略の策定において、子供を安心して産み育てられる厚岸を目指し、子育て支援の推進に関する施策の一つとして、子育てを行う家庭の経済的支援を行うため、町として実施する支援策の検討を行ってまいりました。

この検討の結果、町財政は依然として厳しい状況ではあるものの、子育てを行う家庭

の経済的支援の施策の一つとして、医療費助成の拡大を行い、小学生までの医療費の無料化を実施するため本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、別にお配りしている議案第34号説明資料、厚岸町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照をごらん願います。

改正内容の説明については、この新旧対照表により行わせていただきますが、あわせて改正内容の概要については、議案第35号参考資料①厚岸町乳幼児等医療費助成制度の改正概要及び議案第35号参考資料②厚岸町乳幼児等医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則、新旧対照表案を配付しておりますので参考としてください。

新旧対照表1ページであります。

第2条は、本条例中の用語の定義規定で、一部負担金についての定義を規定している第5号の改正は、第1号に規定している満12歳に達する日以後の最初の3月31日までのもの。小学生以下であります。小学生以下の乳幼児等が入院、通院及び訪問看護を利用した際の医療費に係る一部負担金について、その全額を助成することで医療機関等で患者が支払う一部負担金が生じないこととなり、本条例における一部負担金に関する定義規定が不要となるため、これを削る改正を行うものであります。

第6号から第8号については、第5号を削ったことにより号番号を1号ずつ繰り上げる改正を行うものであります。

第3条は、受給資格者に関する規定で、ただし書きについては、この条例に定める受給の対象となる者の例外について、各号に規定していますが、このうち第3号に規定している所得の額が規則で定める額以上である保護者に監護されている乳幼児等とあるのを、改正後においては所得制限を廃止することから、第3号を削るものであります。

第5条は、助成の範囲についての規定で、第1項では、これまでは受給資格者に係る医療費から受給資格者が負担すべき一部負担金、基本利用料、食事療養標準負担額及び付加給付される額を控除して得た額に対し助成するとし、このうち小学生については入院及び指定訪問看護に係る部分についてのみ助成するとしていたものを、改正後においては小学生までの医療費の無料化を行うため、受給資格者に係る医療費から当該受給資格者が負担すべき基本利用料並びに食事療養標準負担額及び付加給付される額を控除して得た額を助成とするもので、第2項の改正は、第2条の改正に伴い引用している号番号が変更となったため、引用規定の号番号の改正を行うものであります。

議案書、49ページにお戻りください。

附則であります。

第1項は、施行期日に関する規定で、この条例は、乳幼児等医療費受給者証の更新期日となる平成28年8月1日から施行するものとするものであります。

第2項は、経過措置に関する規定で、この条例の施行日前に受けた医療に係る医療の助成については、なお従前の例によるものとするものであります。

●町民課長（石塚課長）　続きまして、議案書51ページをお開き願います。

議案第36号　厚岸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例であります。

重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成については、医療保険各法の規定に

よる医療の給付が行われた場合において、生計を主として維持する者の所得の額が一定以下である場合の重度心身障害者並びにひとり親家庭等の母または父及び児童については、本条例の対象となる医療費から当該医療費に係る保険給付の額と他の法令等の規定により、国または地方公共団体による医療に関する給付を控除した額から、町民税の課税、非課税の区分に応じて個人で負担をし、残りの額について医療費の助成を行ってきたところであります。

個人で負担する額については、3歳未満については、入院、通院及び訪問看護に係る初診時一部負担金を、3歳以上については、入院、通院及び訪問看護に係る医療費の1割もしくは初診時一部負担金を基本としておりますが、今回の改正に係る検討の経過については、先ほど説明させていただいた厚岸町乳幼児等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例と同様であり、この医療費助成の対象者のうち、小学生までについて医療費無料化を実施するため、本条例の一部を改正しようとするものであります。

それでは、別にお配りしている議案第36号説明資料、厚岸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例新旧対照をごらん願います。

改正内容の説明については、この新旧対照により行わせていただきますが、あわせて改正内容の概要については議案第36号参考資料①厚岸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費助成制度の改正概要及び議案第36号参考資料②厚岸町重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則、新旧対照表案を配付しておりますので参考としてください。

第4条は、助成の額に関する規定で、これまでは受給資格者に係る医療費から受給資格者が負担すべき一部負担金、基本利用料、食事療養標準負担額、生活療養標準負担額及び付加給付される額を控除して得た額に対し助成するものとしておりましたが、改正後においては、小学生までの医療費の無料化を行うため、満12歳に達する日以後の最初の3月31日までのものにあつては、一部負担金を控除しないものとするただし書きを加える改正を行うものであります。

議案書51ページにお戻りください。

附則であります。

第1項は、施行期日に関する規定で、この条例は重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費受給者証の更新期日となる平成28年8月1日から施行するものとしております。

第2項は、経過措置に関する規定で、この条例の施行日前に受けた医療に係る医療費の助成については、なお従前の例によるものとしております。

以上、簡単な説明でございますが、提案理由と改正内容の説明とさせていただきます。本2件について、ご審議の上、御承認いただきますようよろしくお願いいたします。

- 議長（佐藤議員） 初めに、議案第35号について質疑を行います。ございませんか。
12番、佐々木亮子議員。

- 佐々木亮子議員 済みません、ちょっと説明を聞いてわからないところがあったんですが、実際の窓口のお支払い方法というんでしょうか、一旦全額払った後で返還をされてくる方法と、あと窓口で保険証と医療証、それを提示してその場で全く料金を支払わ

ない方法と二つの方法がありますけれども、これはどちらの方法になるのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） ご質問は、医療機関での患者の支払い方法ということでよろしかったでしょうか。

医療機関等の受給対象となる方のお支払いにつきましては、基本的には現物給付と申しまして、医療機関では医療費無料化に伴い、医療保険が適用となる部分については支払う必要はございません。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 では、最初から払わなくてもいいという形になるということですね。

それで、今回のこの無料化に伴って、町民の方とか新聞をごらんになって、すごく助かるねというような声なんかもすごく寄せられて喜んでいるところなんですけれども、これ聞かれるのが、4月1日からすぐ使えるのかいということと、これはどういうことになるのかということが、その具体的な内容についてわからないということで、この制度についての周知というのですか、対象となる方への周知というのはこれからどのようにされていくのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） まず、無料化を開始する時期でございますが、先ほども説明させていただいたとおり8月1日に受給者証の更新日に合わせて行う予定でございます。その理由につきましては、これから町民の方への周知はもちろんですが、各医療機関への周知、それから支払い代行機関、国保連合会ですとか、社会保険診療報酬支払基金のほうに手続を行う必要があると、そういう部分で8月1日を開始の日とさせていただいております。

町民への周知につきましては、広報等を活用して、この議会が終了して始まるまでの間、十分に周知をさせていただきたいと考えております。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 それでちょっと1点確認なんですけど、これまで返還方法じゃなくて、窓口で直接支払わないというところに対しては、国からのペナルティー的なものというのがたしかあったというふうに思うのですけれども、それについてはこれは適用がされないのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

- 町民課長（石塚課長） 国の負担金、それから補助金についての、都道府県の補助金含めてですが、ペナルティーがあると報道等でもされておりますが、基本的に現物給付、現物給付というのは病院で患者が支払わないで医療費の助成を行う、例えば厚岸町が直接支払うという場合については、国のペナルティーというか、要は、窓口で支払うお金を無料化することで医療前に病院にかかりやすくなると、そして医療費の増大を助長することになるというのが国の言い分でございます、厚岸町が今やろうとしているのはもちろん現物給付というやり方を基本的にはするというところでございますが、その部分については国が調整率を掛けて交付している対象にはなりません。ですから、影響額は出てくると思います。

現物給付については、基本的に国のペナルティーはございません。それで償還払い、要は一度病院で3割なら3割、2割なら2割をお支払いして領収書を持って役場の窓口に来ると、そのときに口座に町のほうから振り込むという、償還払いという言い方になりますが、その部分については国のペナルティーはございません。

- 議長（佐藤議員） よろしいですか。

他にございませんか。

8番、南谷議員。

- 南谷議員 今回、子育て支援ということで、このような施策を講じていくということについては、非常に敬意を表する次第でございます。

また、議案第35号の参考資料①、非常にわかりやすい。、私のような者でも、次の議案もそうなんですけれども、一目瞭然というんですか、現行と改正点、よく理解ができました。ほかのほうもひとつこのような資料を出していただければ非常にありがたいなと思って、本当に敬意を表します。

それと、この内容ですっかり改正点がよく理解できたんですけれども、食事代は別だということですから、これについても理解はできます。その上でお尋ねをさせていただくんですが、影響額というのはどうなんですか、これを実施することで。ちょっと僕聞き漏らしたのかどうかわかんない、この事業を実施するに当たって、町への財政負担というのはどうなっていくのかなと、この1点だけお尋ねをさせていただきます。

- 議長（佐藤議員） 町民課長。

- 町民課長（石塚課長） 小学生までの医療費の無料化を実施するに当たりまして、町財政に対する影響額といたしましては、新たに医療費の無料化を行うことで年額としては約1,800万円かかることになります。ただ、平成28年度につきましては、8月1日から開始するという予定でございます、その2カ月後に町のほうに請求が来ますので、6カ月分の事務費含めると930万5,000円が新年度予算で予算計上させていただくという形になります。

- 議長（佐藤議員） よろしいですか。

他にありませんか。

4 番、石澤議員。

- 石澤議員 何とか少し進んだかなという感じがいたしました。

それでちょっとあれなんですけれども、この重度障害者、ひとり親家庭のところの所得制限がありとなっているんですが、ありなんですか。

- 議長（佐藤議員） 4 番石澤議員、今35号なんです。質疑は一本ごとにやっていますんで。

いいですか。

他にございませんか。

（な し）

- 議長（佐藤議員） なければ、質疑終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり決しました。

- 議長（佐藤議員） 次に、議案第36号について質疑を行います。

4 番、石澤議員。

- 石澤議員 済みませんでした。

こうやって眺めていたものですから、こっちの35号では所得制限なしだったものから、なしなのかなと思ってこっち見ると、所得制限がありとなっていたんですね。その理由は何なのでしょう。

- 議長（佐藤議員） 町民課長。

- 町民課長（石塚課長） 重度心身障害者、それからひとり親家庭等のほうにつきましては、対象要件に所得制限、それから資格要件というのがございます。重度であれば身体状況というような資格要件、それからひとり親家庭等であれば、ひとり親家庭の申し込み要件がありまして、基本的にはこちらの重度心身障害者及びひとり親家庭等医療費の助成に関する制度につきましては、この要件を撤廃してございません。ただし、この要件から外れる場合は、先ほどの乳幼児等の医療費助成のほうですくう形になりますので、この間、小学生までについては無料化というのは現実的にもれなくできるものと考

えております。

- 議長（佐藤議員） よろしいですか。
他にございませんか。

（な し）

- 議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり決しました。
- 議長（佐藤議員） 日程第5、議案第37号 厚岸町交通安全指導員設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
町民課長。
- 町民課長（石塚課長） ただいま上程いただきました議案第37号 厚岸町交通安全指導員設置条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容についてご説明申し上げます。
議案書52ページをお開き願います。
議案第37号 厚岸町交通安全指導員設置条例の一部を改正する条例であります。
この条例は、厚岸町における道路交通の安全を確保するため、厚岸町交通安全指導員を設置することを目的に、昭和53年4月1日から施行した条例であります。
交通安全指導員は、本条例に基づき町長が任命し、毎月1日と道民の交通安全の日である15日に、また、春夏秋冬の季別の交通安全運動習慣に、さらには「桜・牡蠣まつり」などのイベントに早朝から街頭啓発を行い、児童生徒などの歩行者の安全な通行を確保するなど、日々厚岸町の交通安全確保のため指導を実施しております。
交通安全指導員の報酬については、本条例において指導員にはその職務について予算の範囲内において報酬及び費用弁償を支給するとし、年額3万3,000円と規定しておりますが、その勤務日数には指導員の仕事の都合や健康状態、家庭の事情から、その勤務日数は個々人で大きな差が生じている現状にあります。しかしながら、現行の規定では、交通安全指導業務に従事する日数に大きな差があった場合であっても、年額3万3,000円を一律に支給しなければならない、この支給方法により不公平感が生じており、勤務の状況に見合った支給方法の導入が求められているところであります。
また、交通安全指導を行った際支給される費用弁償については、現行の規定ではその

職務について予算の範囲内において支給するとされ、この支給方法については明記していないことから、これを明記するための改正をするものであります。

改正内容であります。

第8条は、報酬及び費用弁償についての規定で、現行は指導員にはその職務について予算の範囲内において報酬及び費用弁償を支給するとあり、報酬の額を年額3万3,000円と規定していますが、改正後の第1項は、指導員の報酬の額に関する規定で1時間当たり報酬の額を900円とするもので、現行の報酬年額3万3,000円を過去4年間の指導員の平均勤務時間数で割り返して得た額をもとに算出したものであります。

第2項は、第1項に定めるもののほか、指導員の報酬及び費用弁償の計算並びに支給方法については厚岸町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の規定を準用するものであります。

附則であります。

この条例は、平成28年4月1日から施行するものとしてごさいます。

なお、本条例改正の説明資料として、厚岸町交通安全指導員設置条例の一部を改正する条例新旧対照表を配付しておりますので、参考としてください。

以上、大変簡単な説明でごさいますが、提案理由と改正内容の説明とさせていただきます。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。ごさいませんか。

8番、南谷議員。

●南谷議員 この条例につきましては、私、昨年年第1回定例会におきまして、議案第25号 厚岸町交通安全指導員設置条例の一部を改正する条例、上程のときにこの報酬の関係について指導員の皆さんは非常に苦労なさってるんで、もう少し何らかの対処をとということで質疑をさせていただきました。1年かけてある程度検討された結果、上程をいただいたということで、敬意を表するものでございしますが、若干伺いをさせていただきます。

まず、この改正の表なんでございしますが、第8条、今までは2項で報酬は年額3万3,000円とするとうたっているんですけども、今度2項で特別職の非常勤の報酬に例することなんですから、そうすると3万3,000円はなくなるのかなと。そのかわり時給で900円とするというふうに、これだけ見ると判断されるもんですから、3万3,000円というのはこの対比表だけだとちょっと理解できなかったもんですから、どうなるのかお尋ねをさせていただきますし、この影響額、当然新年度予算に計上されていると思うんです、上積みになったというふうに理解をしているもんですから、余り変わっていないのかなと、この部分については。その辺、どうなっているのか、影響額と新年度予算にふえる部分についてはどうされているのかお尋ねをさせていただきます。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 指導員の報酬に関する影響額でございしますが、基本的に4年間

の平均出動時間数でこの900円という時間当たりの報酬を計算させていただいております。ですから、指導員により出動回数はかなり異なります。少ない人で2時間、多い人で62時間、こういったときに平均出動回数は37時間でございますが、1年間の、そういう平均出動回数を出ている方については、微々たるものですが3万3,000円よりは若干上がると。それ以上の方については、最大出られた方で年額2万2,800円これまでよりも増額になる計算になります。もちろん、出動回数の少ない方については、現在の3万3,000円の年額よりも低く支給される形となります。

それと、新年度予算につきましては、当初としては昨年と同額で計上という形になってございますが、交通安全指導員に指導員が従事された時間数等経過をみまして予算を超えていくような場合については、補正対応ということで財政当局のほうと話をさせていただきます。

以上でございます。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 そうすると、今までは年俸で3万3,000円支給されていましてよと、ですけども、今までは1時間当たり日当的なものも支給していましたがよと、それを足すと実際にどうなのかと、1日に1時間当たり37時間で単純に掛けると一生懸命にやっている人はこの分をクリアしないんでないのかなと、単純計算したもんですから、改善したように改善にならない人が出てこないのかなって。その辺については、僕は数字の根拠持っていないもんですから、そういう心配はないのかなと疑念に思ったんです。その辺、再度、今まで支給されてもたしか700円だと思うんですよ。3万3,000円のほかに日当、車馬賃みたいなものが出てたと。今度は3万3,000円がなくなるというふうに理解をしたんです、僕はこれを見て。そのかわり1時間につき900円よと。そうすると、実際に一生懸命出た人は下がるんでないのかなって懸念したもんですから、改めてその理解の不足何だかどうなのか確認をさせていただきます。

それから、昨年私3点質疑をさせてもらったんです。もう1点あるんです。

長年にわたって本当に寒い中、朝早くとかイベントのあるときにみずからが交通安全の指導に当たっておられる、そういう皆さんが退任されるとき何にもないと。それで感謝状でも町の表彰規定があって推薦をされることもあるのかもしれないんですけども、その道しかないって伺ったんです。ですけども、やはりこれらについても、何らかの一考を要するんじゃないかという質疑をさせていただきました。この辺についての協議検討というものはいかがだったのか、お尋ねをさせていただきます。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） まず、1点目の費用弁償、日当、交通費に相当する部分でございますが、議員おっしゃいますように昨年までについては予算の範囲内ということ、1回当たり700円ということで支給させていただいております。今回の条例改正後におきましては、非常勤特別職の旅費に関する規定のほうに準じるということで、1回当たり業

務に従事しますと800円、それと交通安全指導の中で牡蠣まつりですとか、春夏秋冬の尾幌で行う交通安全啓発、こういう部分につきましては基本的にはプラス交通費、バス賃になりますが、そういう部分も支給されることになりますので、現在よりも待遇は改善されるものと考えております。

それと、昨年の第1回定例会の感謝状の件でございますが、感謝状については余り詳しい協議を行っておりませんでした。基本的には厚岸町の表彰条例というのがございまして、一定の年数以上貢献されている部分に該当すれば、そちらのほうで表彰の推薦を上げるということは可能ではないかと考えておりますので、今後その部分については気をつけて確認をし、対象になるようであれば推薦を行っていきたいと考えております。

大変申し訳ありません。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 僕の理解の仕方、勉強不足なんだかわからないけれども、ここに出ている数字しか僕見えなかったもんですから、そうすると費用弁償に基づいて1時間当たり900円のほかに今まで700円だったものが800円支給されると、だから単純に言うと3万3,000円はなくなるけれども、その分と対比すれば、そこだけ見ると実際に多く出た人はもう少し今までよりは改善されたと、こういう理解をさせていただきました。

それから、感謝状の関係でございます。やっぱり表彰とか感謝状というのは、いろいろな町に貢献される方というのは、いろいろな立場、ほかにも条例なりルールがあると思うのですよ。当然その交通安全指導に長年といっても、やはり一つのルール立てが必要だと私は思います。誰かやって誰かにやらないなんてことにもならないと思うし、ですけれども、やはりこれらの問題についても、非常に朝早くから長年苦勞して何にもないよという部分では、町の仕事にいろいろな立場で貢献をなさっている皆さんのこともあるんでしょうけれども、やはり指導員についても一考を要する考えというのはあってもいいんじゃないかと私は考えますが、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 町民課長。

●町民課長（石塚課長） 表彰の件につきましては、議員おっしゃるとおりと、私どもも見回りをする中で、朝早くから雨の日も雪の日も指導に当たっていただいている指導員については、大変感謝をしている次第でございます。表彰に関しては、内容等を早急に確認し、新年度に向けてそのような対応をさせていただきたいと考えております。

●議長（佐藤議員） 他にございませんか。

（な し）

●議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

- 議長（佐藤議員） 日程第6、議案第38号 厚岸町介護サービス事業条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長（阿部課長） ただいま上程いただきました議案第38号 厚岸町介護サービス事業条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由及び内容についてご説明させていただきます。

この条例は、平成12年4月施行の介護保険法に基づき、厚岸町が行う介護サービス事業に係る事項を定めるため、平成12年3月に厚岸町介護サービス事業条例(平成12年厚岸町条例)第2号として定めた条例となっております。

このたび、平成28年4月1日施行の介護保険法の改正に伴い、関係条例を改正する必要が生じたことから、本条例を改正するものでございます。

改正の内容につきましては、介護保険法の改正において、各事業を定める項番号が改められたことから、当該条例において引用する項番号を改めるものでございます。

改正の内容について、新旧対照表によりましてご説明させていただきます。

第2条第1号、第2号及び第4号の改正は、平成27年4月1日施行の介護保険法の改正に伴い、介護予防訪問介護及び介護予防通所介護の規定が削られ、項番号が繰り上がったことにより、引用項番号を改めるもので、同条第3号の改正は、新たに地域密着型通所介護の規定が追加され、項番号が繰り下がったことにより引用項番号を改めるものでございます。

議案書の53ページにお戻りください。

附則でございます。

施行日でございます。この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

- 議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。ございませんか。

(な し)

- 議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（佐藤議員） 日程第7、議案第39号 厚岸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） ただいま上程いただきました議案第39号 厚岸町指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由及び内容についてご説明させていただきます。

この条例は、平成23年法律第37号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第1次一括法の施行に伴い、これまで省令で定められていた基準が新たに条例委任事項となったことにより、条例において定める必要が生じたことから、市町村が指定する地域密着型介護予防サービスに係る基準である指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準について、平成25年厚岸町条例第14号として定めた条例となっているものでございます。

現在、介護保険法に基づく通所介護事業、いわゆるデイサービス事業は、利用定員規模にかかわらず、北海道が定める北海道指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例に基づく基準の適用を受けて実施されておりますが、このたび、平成28年4月1日施行の介護保険法の改正及び厚生労働省令の改正に伴い、このうち定員が1日18名以下の通所介護については、少人数であり、日常的な生活圏域に密着したサービスであることを踏まえ、地域との連携や透明性の確保を図る観点から、地域密着型事業に移行されることとなったため、この条例に定める地域密着型事業に係る基準に地域密着型通所介護事業として追加し、同様に難病などの重度要介護者やがん末期患者などを対象として、常時看護師による観察を行える療養通所介護事業についても追加するものでございます。

お手元に配付の厚岸町……（「議長」と呼ぶ者あり）

●室崎議員 済みません、ちょっと休憩してください。

●議長（佐藤議員） 休憩します。

午前10時58分休憩

●議長（佐藤議員） 再開いたします。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） お時間をとらせて申し訳ございません。

今、皆さんのほうに参考の資料を配らせていただきました。

私ども、法制執務詳解というものの法律等々の手法と方法等についていろいろと掲載しているものを使っておりますけれども、この中で287ページになりますけれども、今お配りした(3)章等に新たな細かを設ける場合ということの改正で、今回は第3章の2を追加するというもので、(2)になります。枝番号を用いて追加する場合ということで、第3章の下に第3章の2というものを今回加えております。

それで、この改正の手法として、第4節をそのまま入れた中で第3章の2をそれぞれ改めるという手法の改正になります。追加するという形では、この形での目次の追加にはなりませんので、それでうちの議案の字数が38字なものですから、上に追加する部分の途中までの第3章の2、第4節から第4款まで、第5節の第4款まで、この部分が中途半端になってしまうんですけれども、その後ろの部分を次の段で記載をすると、それで後ろのほうにこれらを全て括弧でくくった中で改めるという文字が加わるということになりますので、この例にならった形での今回の改正と、改め文ということになります。

結果として、間違いではないと、このような記載の方法にならざるを得ないと、字数が38字以上あればこのような形にはならないんですけれども、当然。38字なものですから、この例の2の形を取らせていただいて、このような改正の仕方をさせていただいているということとであります。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 今の話を聞いてもよくわからないんですよ。こうしなきゃならないという理由がわかんないのですよ。例えば、これ見て、55ページ基準って何ですか、これ。そんなことしなくたって、1行に入る範囲でもって入れればいいんじゃないですか。38文字だか39文字とか言ってるけれども、何ですって右隅のところに書いてぽつんと切ってしまって、その後ろがどこにいつてるのかも全然わからないような書き方に議案書をしなければならぬんですか。

それから、今出された例を見ますと、目次中、弁理士試験等括弧何々を、括弧第2章、第2章の2に改めるって、これは行がずっと流れて次の行にいつてますから、それなりにわかりますけれども、今回のこちらのほうだと何が何だかわかんないんですよ。これでこの様式に従っていなければならないということだからいいんだと言われても、これじゃこの議案第39号の議案書を見たって、少なくともこの目次というか、ここの部分は何が何だかさっぱりわからないですよ。それをもってよしとするのですか。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） （2）の例を出させていただきましたが、（3）の例も、これは4段になっております。（2）の例でいけば2段ですけれども、（3）の例でいけば4段になっております。形としては、今回の議案書とまるっきり同じ形ということで記載をしております。そのために我々としては、説明資料としてこのように変わりますよということで新旧対照表を出させていただいていると、結果的にこの一部改正条例につきましては、溶け込んで条例にこの形で目次が追加されるということになりますので、あくまでも法律に従った中で、このような改め文にさせていただいているということでもありますので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 もう一度確認します。このやり方は法律でこうしなければならないと決まっているから、あなたたちでもってこのやり方をもっとわかりやすくするなどということの裁量の余地はないと、そういうことなんですね。

●議長（佐藤議員） 副町長。

●副町長（大沼副町長） 大変わかりにくい表記になっているかなと思います、議案のほうは。ただし、我々が今これまでずっと行ってきた条例の改正に関する議案の出し方、これは字数、それから字の大きさ、ポイント、それら全部統一してきております。これは、今、議員おっしゃるように、法律で定められたものではありません。今、総務課長が話をしたのは、これらにかかわる介護保険法の改正と同様の手法を使って表記しているという意味で法律に従ったという説明をさせていただいております。

法制執務詳解という本の287ページ、皆さんにお示しをしましたが、これも法律でこうあらねばならないというものはどこにもうたっていません。実は法制執務詳解も法律等に基づくもではないという前置きがたしか書かざっていたというふうに記憶しています。ただし、我々としては議案の提出の仕方を統一する必要があるだろうと考えておまして、それぞれの議案で字数が違ったり、あるいは字の大きさが違っている、字の形体が違っているということにはならないだろうという判断のもとに、これまでこの本を参考にして議案の提出をさせていただいているという内容でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 その何とかというものの様式に従っているんだという話はわかりましたが、なるべく議案というのはわかりやすくするというのも大事なことだと思うのですよ。例えば、ここで言うと、第4節運営に関するで切れてますが、これ文頭に持っていけないもんなんですか。1行38字なら38字の中に、そしてそのところでもってもし39字目

になったら次の行にするとか、そういうようなことはできないんですか。何か非常に自分たちがこの何とかという様式を解釈したやり方を金科玉条として、それ以外はもう一切だめなんだというような言い方してるけれども、そんなもんじゃないでしょう。その許される範囲の中でもって、それは、ここだけゴシックにせいとか、そういうことになったらそれはいつもの提案理由の様式とはフォントが変わってしまったとか、あるいは極端に小さな文字でもって書いたとかいうことになれば別ですよ。だけれども、少なくとも常識的に許される範囲内でわかりやすくするというような努力が必要なんじゃないですか。今聞いていたら、法律で決まってる、いやいや法律じゃなかったんだけど、そんな話を聞くためにこんな時間とって言ってるんじゃないんですよ。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 表現方法としては、記載方法としては目次中の先にある部分、5までの部分を上に持ってきて、その後ろの部分の改める部分を下に持ってくるという手法のほうで今回の場合はよかったかなというふうに思っております。次回以降、わかりやすい形での改め文というものももう少し研究をさせていただきながら、議会のほうに議案としてお示しをさせていただきたいと思います。

改め文につきましては、見づらい部分もあろうかと思いますが、別に説明資料として新旧対照表もお示しさせていただいております。また、文句等で誤りが今回の場合はございませんので、何とか今回はこの議案でご理解をいただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） という説明でございますので、6番議員の納得がいかないことがあるかもしれませんが、間違いということではございませんので、ひとつご理解いただいて進めさせていただきたいと存じます。

保健福祉課長、提案理由の続きをお願いします。

●保健福祉課長（阿部課長） 続けさせていただきます。

お手元に配付の厚岸町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらん願います。

この条例で定めるべき基準の累計につきましては、新旧対照表右の欄の改正要旨欄に条項ごとに従うべき基準、標準、または参酌すべき基準を記載しておりますが、このうち必ず適合しなければならない基準である、従うべき基準及び通常参酌すべき基準である標準に係る条項は、異なる基準とすべき特段の事情や地域性が認められないことから、国の基準に従い同様に改正し、十分参照しなければならない基準である参酌すべき基準におきましても、国の基準とすることが適正な事業運営を確保する上で妥当であると認められることから、国の基準のとおりに改正するものでございます。

次に、改正の内容について新旧対照表によりましてご説明させていただきます。

目次の改正は、第3章の次に第3章の2を加え、地域密着型通所介護の章を設けるもので、第1節では基本方針、第2節では人員に関する基準、第3節では設備に関する基準、第4節では運営に関する基準、第5節では指定療養通所介護の事業の基本方針並び

に人員設備及び運営に関する基準を規定する目次として追加するものでございます。

2ページをお開きください。

第14条の改正は、この条におけるサービス担当者会議を規定する条番号を改めるものでございます。

次に、第16条及び次ページの第17条の改正は、本条で引用している法の項番号が繰り下がったことによる改正であります。

次に、第30条2項及び次ページの第54条の改正は、軸の修正であります。

次に、第3章の2を新たに章として加えるもので、15ページまでは地域密着型通所介護事業に関する基準を設けるものでございます。

第1節は基本方針であります。

第59条の2では、地域密着型通所介護における基本方針を定めるもので、この基本方針はこれまでの通所介護の基本方針と同様の内容となっております。

第2節は、人員に関する基準であります。

第59条の3第1項から第8項までの規定は、6ページまでにわたり従業員の員数に関する規定で、従業員である生活相談員、看護師、または准看護師、介護職員、機能訓練指導員の配置基準に関する規定であります。第59条の4は、管理者の配置基準に関する規定であります。

7ページをお開きください。

第3節は、設備に関する基準であります。

第59条の5は、設備及び備品等に関する規定で、地域密着型通所介護事業所が備える食堂、機能訓練室、静養室、相談室、事務室、消火設備、その他の非常災害に際して必要な設備、指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等に関する規定でございます。

8ページをお開きください。

第4節は、運営に関する基準であります。

第59条の6は、心身の状況等の把握に関する規定であります。第59条の7は次ページにわたり、地域密着型通所介護事業者が地域密着型通所介護を提供した際に得られる地域密着型介護サービス費及び利用料等に関する規定であります。地域密着型通所介護では、介護サービス費、利用料のほか、食事の実費、おむつ代などの収入を得ることができるものでございます。第59条の8は、基本取り扱い方針に関する規定であります。第59条の9は次ページにわたり、具体的取り扱い方針に関し、サービスの提供に際し必要な配慮、援助などが規定されております。第59条の10は次ページにわたり、地域密着型通所介護計画の作成に関し、計画書作成に必要な事項に係る規定であります。第59条の11は、管理者の責務に関する規定であります。第59条の12は、運営規定に関し事業者が定めておかなければならない10項目について規定しているものでございます。

12ページをお開きください。

第59条の13は勤務体制の確保等に関する規定であります。第59条の14は定員の遵守に関する規定であります。第59条の15は、非常災害対策に関する規定であります。この条項は国の基準を参酌すべき基準であり、第2項において地域密着型認知症対応型共同生活介護などの他の地域密着型サービスと同様に、自然災害に関する規定を町独自規定

として定めるものでございます。

13ページをお開きください。

第59条の16は、衛生管理等に関し、利用者の使用する施設や食器や飲用水の衛生管理、感染症の発生、蔓延予防に必要な措置に関する規定であります。第59条の17は次ページにわたり、地域との連携等に関し事業者は利用者、利用者家族、地域住民の代表者などからなる運営推進会議の設置に関することや地域住民との連携や協力に関する規定であります。第59条の18は、事故発生時の対応に関する規定であります。第59の19は次ページにわたり、記録の整備に関する規定であります。第59条の20は、地域密着型通所介護事業に関し、この条例における規定の準用に関する規定であります。

この条例第9条から第13条まで、第15条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第53条の準用の内容は、サービスの内容及び手続の説明及び同意、サービスの提供拒否の禁止、サービス提供困難時の対応、受給資格等の確認、要介護認定の申請に係る援助、指定居宅介護支援事業者との連携、法定代理受領サービスの提供を受けるための援助、居宅サービス計画に沿ったサービスの提供、居宅サービス計画等の変更の援助、サービスの提供の記録、保険給付の請求のための証明書の交付、利用者に関する町への通知、掲示、秘密保持等、広告、指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止、苦情処理、会計の区分、緊急時等の対応となっております。

次に、第5節は、24ページまで指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員設備及び運営に関する基準であります。

第1項、この節の趣旨及び基本方針。

第59条の21は次ページにわたり、この節の趣旨に関する規定であります。療養通所事業は、難病等の重度要介護者及びがん末期の者に対する通所事業となっております。第59条の22は、基本方針に関し利用者への医療的要素が大きいことから、訪問看護事業者との密接な連携について規定しております。第59条の23は次ページにわたり、従業員の員数に関し、看護職員または介護職員に係る規定であります。第59条の24は管理者に関する規定であります。

第3項は、設備に関する基準であります。

第59条の25は、利用定員に関する規定で、この事業の定員は9人以下とされております。第59条の26は次ページにわたり、設備及び備品等に関し、療養通所事業所に備える事業を行うにふさわしい専用の部屋、消火設備、その他の非常災害に際して必要な設備、事業の提供に必要な設備及び備品等に関する規定であります。

第4項は、運営に関する規定であります。

第59条の27は、内容及び手続の説明及び同意に関する規定であります。第59条の28は次ページにわたり、心身の状況等の把握に関する規定であります。第59条の29は、指定居宅介護支援事業者等との連携に関する規定であります。第59条の30は次ページにわたり、具体的取り扱い方針に関し、サービスの提供に際し必要な援助などに関する規定であります。第59条の31は次ページにわたり、療養通所介護計画の作成に関し、計画書作成に必要な事項に関する規定であります。第59条の32は、緊急時等の対応に関し、サービスの提供等に利用者の急変等があった場合への備えや、緊急時にとらなければならない必要な措置に関する規定であります。第59条の33は次ページにわたり、管理者の責務

に関する規定であります。第59条の34は、運営規定に関し、事業者が定めておかねばならない9項目について規定しているものであります。第59条の35は次ページにわたり、緊急時対応医療機関に関する規定であります。第59条の36は、安全サービス提供管理委員会の設置に関する規定で、指定療養通所介護事業者は安全かつ適切なサービスの提供を確保するために安全サービス提供管理委員会を設置し、おおむね6カ月に1回以上、委員会を開催することなどを規定するものでございます。第59条の37は次ページにわたり、記録の整備に関する規定であります。第59条の38は、療養通所介護事業に関し、この条例における規定の準用に関する規定であります。

この条例第10条から第13条まで、第16条から第18条まで、第20条、第22条、第28条、第34条から第38条まで、第41条、第59条の7、第59条の8及び第59条の13から第59条の18までの準用の内容は、サービスの提供、拒否の禁止、サービス提供困難時の対応、受給資格等の確認、要介護認定の申請に係る援助、法定代理受領サービスの提供を受けるための援助、居宅サービス計画に沿ったサービスの提供、居宅サービス計画等の変更の援助、サービスの提供の記録、保険給付の請求のための証明書の交付、利用者に関する町への通知、掲示、秘密保持等、広告、指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止、苦情処理、会計の区分、利用料等の受領、基本取り扱い方針、勤務体制の確保等、定員の遵守、非常災害対策、衛生管理等、地域との連携等、事故発生時の対応となっております。

次に、第60条第1項の改正は、認知症に係る定義が先の第59条の9に規定されたことから、括弧書きによる略称規定を削るものです。

25ページをお開きください。

第65条第1項及び第2項の改正は、本条で引用している法の項番号が繰り下がったことによる改正であります。

26ページをお開きください。

第67条及び第68条の改正は、後ほど説明いたします第80条において加える第59条の6及び第59条の7を準用することにより、当該第67条及び第68条を削除とするものでございます。

27ページをお開きください。

第69条第2項の改正は、さきに第67条を削除したことから、指定認知症対応型通所介護事業者の定義を加えるものです。第72条の改正は、第80条において加える第59条の11を準用することにより、当該第72条を削除とするものでございます。

28ページをお開きください。

第73条第4号の改正は、この号における利用定員という定義を適応する第75条をこの後に削除することから、適用する条文を削るものでございます。第74条から第78条の2までの改正は、第80条において加える第59条の13から第59条の18を準用することにより、当該第74条から第78条までは削除とし、第78条の2を削る改正であります。

30ページをお開きください。

第79条第2項第5号の改正は、前条である第78条の2を削る改正をしたことから引用条文を改め、この号の次に記録すべき事項を第6号として追加するものでございます。第80条の改正は、さきに第59条の6以降の条項を新設したことから、指定認知症対応型

通所介護の事業において準用する条項の整理を行い、加えて準用する場合における読みかえ規定を改めるものでございます。

31ページをお開きください。

第87条の改正は、本条で引用している法の項番号が繰り下がったことによる改正であります。

第92条第6号の改正は、軸の修正であります。第105条の改正は、後ほど説明いたします第108条において加える第59条の17を準用することにより、当該第105条を削除とするものでございます。

32ページをお開きください。

第107条第2項第8号の改正は、第105条を削除としたことから引用条項を改めるものでございます。

33ページをお開きください。

第108条の改正は、さきに第59条の11以降の条項を新設したことから、指定小規模多機能型居宅介護の事業において準用する条項の整理を行い、加えて準用する場合における読みかえ規定を改めるものでございます。第109条の改正は、本条で引用している法の項番号が繰り下がったことによる改正であります。

34ページをお開きください。

第127条第2項第7号の改正は、さきに第105条を削除としたことから、引用条項を改めるものでございます。第128条の改正は、さきに第59条の11以降の条項の新設及び第105条を削除したことから、指定認知症対応型共同生活介護の事業において準用する条項の整理を行い、加えて準用する場合における読みかえ規定を改めるものです。

次に、第129条の改正は次ページにわたり、本条で引用している法の項番号が繰り下がったことによる改正であります。第148条第2項第8号の改正は、さきに第105条を削除としたことから引用条項を改めるものでございます。第149条の改正は次ページに及びますが、さきに第59条の11以降の条項の新設及び第105条を削除としたことから、指定地域密着型特定施設入所者生活介護の事業において準用する条項の整理を行い、加えて準用する場合における読みかえ規定を改めるものでございます。第105条第1項の改正は、本条で引用している法の項番号が繰り下がったことによる改正であります。第151条第13項の改正は、地域密着型介護老人福祉施設に併設する事業所の人員基準の緩和について、新たに指定地域密着型通所介護事業所を加えるものです。

37ページをお開きください。

第176条第2項第7号の改正は、さきに第105条を削除としたことから、引用条項を改めるものです。第177条の改正は、さきに第59条の11以降の条項の新設及び第105条を削除したことから、指定地域密着型介護老人福祉施設において準用する条項の整理を行い、加えて準用する場合における読みかえ規定を改めるものです。

38ページをお開きください。

第189条の改正は、さきに第59条の11以降の条項の新設及び第105条を削除したことから、ユニット型地域密着型介護老人福祉施設において準用する条項の整理を行い、加えて準用する場合における読みかえ規定を改めるものでございます。

39ページをお開きください。

第201条第2項第10号の改正は、さきに第105条を削除したことから引用条項を改めるものです。

第202条の改正は次ページにわたり、さきに第59条の11以降の条項の新設及び第105条を削除としたことから、指定看護小規模多機能型居宅介護の事業において準用する条項の整理を行い、加えて準用する場合における読みかえ規定を改めるものです。

議案書の75ページにお戻りください。

附則でございます。

施行日でございます。この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。なお、この条例改正に伴う町内で行う事業への影響でございますが、現在町内で実施されている通所介護事業所2カ所においては、いずれも30人規模の事業所であるため、地域密着型に移行する事業所はない状況にあります。

一方、現在町内で行っている認知症対応型通所介護事業者は、4月以降に運営推進会議を設置する必要があり、既にその準備を進めているものであります。

以上、簡単な説明であります。ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。

6番、室崎議員。

●室崎議員 要するに、この条例の変更は介護保険法が改正といいますか、それはいろいろな言い方がありますが、変更されて、それに従って、それとそごがないように条例を変えなきゃなんないわけですよ。国のほうからひな形も来ているという中で、ほとんどはその参酌すべき事項とかそこまでいっていないけれども、やっぱりそのとおりにしなきゃなんないとか、そういうものを使いながら一部厚岸町が独自にやっているものを足しながら。今回この膨大な改正を行ったということだろうと思うのです。

それで、介護保険というのは三者いますよね、立場が。保険者と被保険者と事業者ですよ。それで保険者であるあなたたち、厚岸町ですから担当者がこの内容を熟知しているのは、これは当然のことだと思うのですが、この介護保険法含めてちょっと申し上げますけれども、どう変わったのか。そして、今差し当たってこの条例では変わるところがないような、対象者がいないようなお話でしたけれども、介護保険法を含めると相当動きが出ているようです。そこがどう変わったのか、それからもっと言いますと、利用者や家族にとってこの変わったことによって。一部厚岸町の地域密着型何たらというふうにとんどん変わってくるものがあるはずですが、そういうことによって具体的にどこがどう変わるのかということのを非常にわかりやすく説明といいますか、周知する必要があると思うのです。

今の議案書の書き方のように、間違えさえなければ相手がわかろうとわかるまいとそんなことはどうでもいいんだというような思考停止に陥って、何考えるんだというと、何も考えていませんと答えて、それが答えになるような説明の仕方をされたんでは、町民はたまったもんじゃありませんから、わかりやすく相手方の身になって具体的にどう変わっていくのかということ、どうなるのかということのをきちんと周知しなければなら

ないと思うんですが、その点はどのようにお考えでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 今、おっしゃられましたように、保険者、被保険者、それから事業者という中で、今回のこの条例の改正につきましては、事業者に関係する部分がデイサービス事業について18人以下のものについての設定でございます。これは厚岸町で今現在そういう対応はないということでございますので、何ら変わるものではないと。

それから、地域密着型の事業所において運営会議を設置しなければならないということにつきましては、その事業者のほうともお話はさせていただいております、準備を進めているという状況でございます。

今回の改正については、そういう状況でございますけれども、当然利用者に係る改正の場合は、それに対しての周知というのはきちっとしていかなければならないことでございますし、平成27年度4月からも変わった内容につきましてはいろいろな方策をもって周知をさせていただいておりますけれども、それについては今後もきちっとした周知をするよう努めていきたいと考えております。

●議長（佐藤議員） 他にございませんか。

5番、竹田議員。

●竹田議員 似たようなことを聞こうと思ってたんで、ちょっと別な角度からお聞きしたいんですけども、総体的に自立した日常生活を送れることと、それから孤立感を感じさせないということが書かれていました。総体的にお聞きしますが、この地域密着型通所介護と聞いたときに、地域密着型と一般的に聞くと、非常に接点が多くなって、利用する人は非常に使い勝手がよくなっていくんだというような認識をされるような言葉になっているわけですね。この地域密着型というふうに使い勝手の人が感じられるような、ここが大きく変わったんだというようなことはどういうことなのか。それと、自立した日常生活、孤立感を感じさせないということは、本当にあります得るんだろうか。しいて言うならば、自立した日常生活ということは、では今まで自立していけるような日常生活がサービスの内容の中になかったのがどうなのか。当然あったと思うのですが、それをさらに今回自立した日常生活を送れること、それから孤立感を感じさせないことということを言えるということは、どの内容がどう変わってどう言えるのかということをお教えいただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） この条例でございますけれども、平成25年に条例を設定させていただいております。地方分権改革の一貫ということでもって、いわゆる第1次地方分権一括法というものが交付されたことによりまして、介護保険法の一部が改正され

て、これまで国が定めていた指定地域密着型サービス事業のいろいろな基準について市町村の条例で定めるということになりまして、それに基づきまして平成25年にこの条例を設定させていただいております。

この地域密着型という部分では、今まで国が、今回のデイサービス事業の例でいきますと、今、厚岸町にあるデイサービス事業所2カ所につきましては、北海道の指定を受けてその事業をやっております。30人規模の事業所ということで進められております。今回の改正につきましては、18人以下の事業所の規定を設けさせていただいたものでございます。その18人以下の事業をやりたいという事業所が出てきた場合に、今までは北海道の指定を受けていたものを町のほうの設定されている基準に基づきまして指定をするという流れになっております。そういうことで、今、具体的に自立、それから孤立ですとかということの部分につきましては、考え方としては、国、北海道からもっと地域に身近な市町村がそういう小規模の事業を行う場合に当たって、より地域を承知をしている市町村がそういう基準の中で指定をしていくというようなことで、そういうものを定めるといふようになっておりますので、今回の改正でもってすぐそれらに対してどうするこうするということの改正ではないということを、ご理解いただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 5番、竹田議員。

●竹田議員 そういう18人を扱う事業所が出てきた場合に、それを指導する立場というのは、今度は厚岸町がやらなきゃならないということなんですね。この18人というのは、9人のワンユニットの2事業を開始するその18という意味なんですか。その18という意味をちょっと教えていただきたいのと、それから指導する立場は今度は厚岸町にあると認識してよろしいのでしょうか。

●議長（佐藤議員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） そのワンユニットというのは、入所施設の中では厚岸町の心和園に9人掛ける2ということで18人のユニット型の施設がございます。それは地域密着型の施設という指定でございます。それで、先ほど言いましたのはデイサービスの基準でございまして、デイサービスの基準は18人以下というふうに今回定められたということでございまして、それにあわせて設定をさせていただいたものでございます。

この条例でもって人員ですとか設備ですとか運営に関する基準というものを定めさせていただいておりますので、これに基づきまして申請があった場合の指定、それからそういう指導、監査というものは厚岸町の担う役割になります。

●議長（佐藤議員） 昼食のため、休憩します。

午前11時56分休憩

午後1時00分再開

- 議長（佐藤議員） 本会議を再開いたします。

議案第39号の質疑を続けます。

他にございませんか。

（な し）

- 議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

- 議長（佐藤議員） 日程第8、議案第40号 厚岸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

保健福祉課長。

- 保健福祉課長（阿部課長） ただいま上程いただきました議案第40号 厚岸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由及び内容についてご説明させていただきます。

この条例は、平成23年法律第37号 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律、いわゆる第1次一括法の公布に伴い、これまで省令で定められていた基準が新たに条例委任事項となったことにより、条例において定める必要が生じたことから、市町村が指定する地域密着型介護予防サービスに係る基準である指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について、平成25年厚岸町条例第15号として定めた条例でございます。

現在、介護保険法に基づく介護予防、認知症対応型通所介護事業は運営推進会議の設置の必要はありませんが、このたびの平成28年4月1日施行の介護保険法の改正に伴い、介護予防認知症対応型通所介護事業においても運営推進会議の設置、開催が義務づけされたことにより、規定を追加するものでございます。

お手元に配付の厚岸町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に

関する基準を定める条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらん願います。

この条例に定めるべき基準の累計につきましては、新旧対照表、右の欄の改正要旨欄に条項ごとに従うべき基準、または参酌すべき基準を記載しておりますが、このうち必ず適合しなければならない基準である従うべき基準に係る条項は、異なる基準とすべき特段の事情や地域性が認められないことから、国の基準に従い同様に改正し、十分参照しなければならない基準である参酌すべき基準におきましても、国の基準とすることが適正な事業運営を確保する上で妥当であると認められることから、国の基準のとおりに改正するものでございます。

次に、改正の内容についてご説明させていただきます。

第9条第1項及び第2項の改正は、本条で引用している法の条項が繰り下がったことにより、引用する項番号を改めるものでございます。

2ページをお開きください。

第39条の改正は、運営推進会議に関する1項の規定を新たに加え、第1項及び第2項を繰り下げ、第5項として新たな1項を加えるもので、第1項では介護予防認知症対応型通所介護事業者は、サービスの提供に当たって運営推進会議を設置し、おおむね6カ月に1回以上、委員会を開催すること。第2項では、介護予防認知症対応型通所介護事業と同一の建物に居住する利用者及びその他の利用者へのサービス提供について規定するものでございます。第40条第2項の改正は、記録の整備に関し、新たに6号として1号を加えるものです。

3ページをお開きください。

第62条の改正は後ほどご説明いたします。第65条において加える第39条を準用することにより、当該第62条を削除するものです。

4ページをお開きください。

第64条第2項第8号の改正は、さきに第62条を削除したことから引用条項を改めるものでございます。第65条の改正は、さきの第39条の改正により指定介護予防小規模多機能型居宅介護の事業において準用する条項の整理を行い、加えて準用する場合における読みかえ規定を改めるものでございます。第85条第2項第7号の改正は、さきに第62条を削除したことから引用条項を改めるものです。第86条改正は次ページにわたり、さきの第39条の改正及び第62条を削除したことから、指定介護予防認知症対応型共同生活介護の事業において準用する条項の整理を行い、加えて準用する場合における読みかえ規定を改めるものでございます。

議案書の78ページにお戻りください。

附則でございます。

施行日でございます。この条例は、平成28年4月1日から施行するものでございます。

なお、当該条例改正に伴う町内で行う事業への影響でございますが、現在町内で行っている認知症対応型通所介護事業者は、4月以降に運営推進会議を設置する必要がありますので、既にその準備を進めているものでございます。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。ございませんか。

（な し）

●議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（佐藤議員） 日程第9、議案第41号 厚岸町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

教育委員会管理課長。

●教委管理課長（高橋課長） ただいま上程いただきました議案第41号 厚岸町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由及び内容についてご説明申し上げます。

床潭小学校は、昭和30年代後半から40年代前半にかけて全校で200名を超える児童が在籍し、平成に入っても60名を超える児童数で学校を運営してまいりました。しかし、平成26年度から20人を切る児童数になり、今後も減少が進み、教育活動や学校運営上必要と思われる最低限度の規模を下回ることが推測される状況になりました。

床潭小学校の児童数と教職員配置の現状と見通しですが、今年度の児童数は1年生3人、2年生は在籍なし、3年生が3人、4年生1人、5年生2人、6年生5人で、全校児童は14人となっています。学級数ですが、普通学級3学級、特別支援学級1学級の4学級となっています。また、教員配置につきましては、校長、そして教頭を含む一般教員が4人、養護教員を合わせて6人となり、事務職員を含めた教職員全体では7人となっております。

来年度以降の見込みですが、さらに児童数の減少が進み、平成28年度の児童数は全体で9人、学級数は3学級となり、教職員全体で4人の配置となり、養護教諭と事務職員の配置ができなくなります。平成29年度以降は、さらに児童数の減少が予想され、全体の児童数では平成29年度が7人、平成30年度6人、平成31年度は4人と見込まれ、平成30年度、31年度の教員配置については校長を含めても2人となります。

今後予想される学校の状況から、平成27年2月から保護者に対して今後の児童数の推移やそれに伴う教職員の配置の見込みなどを情報提供させていただき、協議を進め、その後地域懇談会を開催していただきました。

その結果、今後の児童数の減少による教育効果や学校運営上大きな影響が出ること、

具体的には運動会や学芸会などの集団で行う学校行事、そして体育や音楽など集団での教育活動などの教育効果を考慮し、保護者及び地域の皆さんが子供の教育環境を最優先に考えて、平成28年度をもって閉校となることもやむを得ないというご意見をいただきました。これらをしんしゃくして、床潭小学校は平成29年3月31日をもって廃止したく、このため必要となる厚岸町立学校設置条例の一部を改正しようとするものであります。

なお、本改正条例は、地方自治法第224条の2第2項公の施設の設置管理及び廃止に関する規定並びに議会の議決に付すべき重要な公の施設の廃止に関する条例の規定により、重要な公の施設の廃止に関し、議会の同意を求めるものであります。

床潭小学校は、明治34年に床潭簡易教育所として認可を受け、同年9月に18名の児童をもって開校いたしました。床潭小学校は、厳しくも豊かな床潭の風土を基盤に強い愛校心に支えられ、平成27年度までを含めると2,048人という卒業生を世に送り出してきました。地域の後継者となって地域を守り支え、地域の発展に尽くされる方、ふるさとを離れて社会の様々な分野でご活躍されている方など、幾多の人材を輩出しております。このたびの閉校により、輝かしい学校の歴史の幕を閉じる運びになっておりますが、保護者及び地域の皆様は本議案の議決後、地域を挙げて閉校の準備及び諸行事に取り組んでまいりたいとの意向と伺っております。

改正内容につきましては、お手元に配付させていただいております議案第41号説明資料、厚岸町立学校設置条例の一部を改正する条例新旧対照表で説明させていただきます。

厚岸町立学校設置条例第2条で、町立学校の名称及び位置を定めております別表の小学校の部の床潭小学校の項を削る内容であります。

恐れ入りますが、議案書79ページにお戻り願います。

附則であります。

この条例は、平成29年4月1日から施行する。このことををもって、床潭小学校は平成29年3月31日付で廃止となるものであります。

以上、簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

●議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。

8番、南谷議員。

●南谷議員 いよいよという思いで提案理由を聞いておりました。

平成29年3月31日をもって閉校という提案でございますけれども、非常に残念だなど、その思いでいっぱいでございます。

その上でお尋ねをさせていただくんですが、まず生徒、この1年前から当然保護者や地域の人とアクセスされてきたと思うのですけれども、生徒への精神的ケア、これらの取り組み、あともう1年あるわけですね。今後に向けた精神的なケアというのはどうなってんだろうと。

それから、再度確認をさせていただくんですけれども、保護者の皆さんはやはり子供の将来をということで理解をされたという説明でございますが、地域の人、本当に納得されてるのかなと、その辺の動向についても再度確認をさせていただきます。

さらには、残り1年でございます。この1年間で準備をという気持ちになっておられるということなんでございますが、今までも本町では学校閉校に向けたいろいろな記念行事に取り組んでまいりました。これらについても今後のスケジュール、今までのことは大体逐次報告を受けているのでわかるんで、この卒業式以後、来年の3月31日に向けて床潭小学校、床潭の地域としてどのような事業をされるのか、この1年間の動向、これらについて、まずここまで聞きます。

●議長（佐藤議員） 管理課長。

●教委管理課長（高橋課長） まず、1点目の児童へのケアはどうなっているかというご質問でございます。

まず、保護者の方にお話を伺って協議をし、その後、地域の方にお話をしております。その後、地域の方も含めて閉校やむなしという結論になったときに、校長先生のほうから各子供たちのほうに説明をしております。その前から子供たちの間でも議論が経ていて、学校が今後どうなるかというような不安があったようです。それらも含めて、校長先生が今後1年間で閉校ということになると思いますが、みんなで頑張って、最後、学校の1年いろいろな行事をやって、閉校に向けて取り組んでいきたいと思います。というようなお話を、子供たちとの一体感というか、気持ちをいろいろ聞きながら、いろいろな学校行事、教育に当たっていくというようなお話を伺っております。

あと、保護者は納得しているんですが、地域はどうかということでございますけれども、先ほどもお話ししたとおり、まず保護者の方にお話しした後、地域の方も含めてお話を伺っております。その際には当然、学校がやっぱりなくなるのは寂しいねという話をいただきましたし、何とか存続できないのかというようなお話も一部ございましたけれども、いろいろお話をしていくうちに、このような児童数になっていくのであれば、これも保護者が出した結論であれば、仕方がないのかなという形で、その懇談会に出席されていた方々についてはご納得いただいたというような内容になっております。

それと、今後のスケジュールでございますけれども、実はその閉校、地域でやむなしということになってから、閉校に向けての準備というか、地域で当然学校も入りまして閉校への準備委員会というものをつくりまして、3度ほどお話し合いをしたようでございます。そして、2月25日に閉校事業実行委員会を立ち上げて総会を開いております。それで3月に入りまして、この実行員会ですけれども、会長以下副会長、あるいは事務局、それで専門委員会として式典委員会、事業委員会、記念誌委員会と三つの委員会をつくりまして、今後進めていくという形になっております。それで3月に記念誌の作成の準備を進め、あと同窓生の名簿の作成、旧教職員の名簿の作成を進めまして、準備をしていくと。この後、主なところでは7月ぐらいに教育委員会とまた連携して、式典とかの打ち合わせをしていく予定になっております。それと、最終的には何回か各委員会、あるいは総会を開きますが、今の段階では11月27日に閉校式典をやりたいというような予定になっております。

以上です。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 一番心配される児童たちの精神的ケアというものも今のところ、本人たちにすると相当ショックだと思うんですけども、今の答弁ですと、ある程度しっかり受けとめておられるのかなと理解をさせていただきました。

その上で伺うんですが、この1年間閉校に向けてという声が出ているわけで、受け入れ側のこの1年間、今日までの動向の中で以前に受け入れる側のほうもそういう体制を整えていく、とっていききたいと、こういうことで答弁をいただいた記憶があるんですけども、この1年間、受け入れ側としてどのような体制をとってこられたのか、また、また1年あるわけですから、この間でどうされるのかお尋ねさせていただきます。まずこの件について伺います。

●議長（佐藤議員） 指導室長。

●教委指導室長（滝川室長） ご質問者の受け入れ側、具体的には厚岸小学校ということになりますけれども、この辺の経緯について校長先生にお話ししまして、これから子供たちの受け入れるのは、実質具体的には子供たちになりますので、子供たちが一緒に活動していくということになっていく機会が多くなってきます。同じ学年同士で交流をしたりということがこれから次の学年、28年度から進んでいくと話を聞いております。子供たちにもそういう状況は伝わっていますし、これから具体的に話し合いを進めながら子供たちの交流、そしてスムーズに29年度受け入れていくというスケジュールが整っていますということでスタートしていると聞いています。

以上です。

●議長（佐藤議員） 8番、南谷議員。

●南谷議員 非常に明朗な答弁なんですけれども、中身がなかなか見えないなと。こういう事業をやってますよというものを、やはりやってますよと校長が言っていたからといって、はいそうですかと僕は納得できないですね。やっぱり、何をやったから、こういう事業したからという、この1年に向けてやはり近くなってくるわけでございますから、しっかり何らかの策、実際に行動に移していただけるような対応をしていただきたいなと思います。少なくとも、近年床潭小学校の授業に対する姿勢、それから運動の取り組み、非常に評価されるものが私はあると思っております。その学校が今回閉校せざるを得ない、子供たちが統合された後もしっかり厚岸の町で活躍している、また、旅に出てもしっかりと生き抜いていけるような子供たちに教育をしていただけるように安心してなっていけるような体制づくりというものを取り組んでいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 指導室長。

●教委指導室長（滝川室長） 具体的には、これからということなんですけれども、構想の中では、例えば音楽と一緒に授業をやる、活動と一緒にやる、かなり多い数というふうにはもちろんなりませんけれども、その節々、1学期、2学期、3学期等も含めまして、子供たちが同じ学年と一緒に体育をやったりということを含めながら活動していくということになるかと思います。今、ご指摘ありましたように、やはり子供たちにとってのケア、スムーズな移行ということを重視してほしいということについては、校長先生含めてお伝えしていきたいと思いますし、子供たちもその準備ということでお伝えしていきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 他にございませんか。

3番、堀議員。

●堀議員 私は、閉校後のことについて若干お聞きしたいんですけれども、まず当然閉校後、今度は床潭小学校に通っていた子供が厚岸小学校のほうに通うとなると、スクールバスで通学するようになるんですけれども、現状厚岸中学校に通っている床潭からのバスは55人くらいの大型のバスで通って、朝はいいんでしょうけれども、ただ帰りとなると時間的にも下校時間が変わってしまったりといった中で、今あるスクールバスの体制で十分小学校のほうだけが帰りとか送ることができるのか。それとも今後バスが足りなくなっても購入というものを検討していかなければならないという話にもなるのか、そこら辺お聞かせ願いたいのと、それとあと学校施設のその後なんですけれども、来年の3月31日で閉校となった場合、旧床潭小学校となるんでしょうけれども、その学校施設、それは教育財産として教育委員会のほうで何かしらの事業のほうで使っていくという考えなのか、それとも行政財産として町の行政側のほうで何かしらの利用計画というものが持たれているのか、そこら辺というのがどのようになっているのかお聞かせ願いたいと思います。

●議長（佐藤議員） 管理課長。

●教委管理課長（高橋課長） まず、通学の足として今スクールバスというご質問でございますけれども、登校時間につきましては、中学校の時間とさほど変わらないので、一便で済むのかなと考えていますし、小学校と中学校、それも低学年、高学年と中学校の時間帯は違いますので、それにつきましては当然小学校の時間に合わせた形でスクールの運行は考えております。バスの台数をふやすかということなんですけれども、ふやさなくてもその時間帯はバスの運行ができますので、今のままでいくと。ただし、時間帯を変えると、ふやすと、増便という形で対応になるかなと考えております。

それと、閉校後の校舎の再利用でございますけれども、床潭小学校につきましては耐震改修の必要性もありませんし、学校規模もさほど大きくないので、再利用についてはある程度使いやすい学校というふうには考えております。今後の利活用につきましては、まず地域のほうとお話を1年間かけてさせていただきながら、もし地域で有効に使えるような手だてがあれば、それも意見を踏まえながらやっていきたいと考えておりますし、

1年間の間でどんな形が一番いいのかということで、委員会としても考えていきたいと考えております。

●議長（佐藤議員） 3番、堀議員。

●堀議員 スクールバスのほうについてはわかりました。

施設のほう、ということは、地域が使うとなると学校財産として使うんじゃないくて、地域財産というか行政財産としての使用がされることも想定されるというようなものは、今後の協議の中で決められるんだなと思うんですけども、例えば建設当時の補助金とか、そういうような縛りの中で利用制約を受けるとかという、そういうことはないんでしょうか。

●議長（佐藤議員） 管理課長。

●教委管理課長（高橋課長） 床潭小学校、建築後もう10年以上たっておりまして、無償の利用であれば、利用状態によっては制約がないと、これが有償となりますと、また、いろいろな手続が、文科省のほうに申請だとかの手続が必要ですけども、無償で、例えば社会教育施設ですとか、そういう関連の施設で使うのであれば、そういう特別な手当は要らないというふうに考えております。

●議長（佐藤議員） 他にございませんか。

（な し）

●議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（佐藤議員） 日程第10、議案第42号 厚岸町奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

教育委員会管理課長。

●教委管理課長（高橋課長） ただいま上程いただきました議案第42号 厚岸町奨学資金貸与条例の一部を改正する条例の制定について、その提案理由と改正内容をご説明いた

します。

この条例の目的は、各種学校を含む高等学校以上への就学能力があっても、経済的理由で進学が困難な方に奨学資金を貸与して教育を受ける機会を与えることにより、創設以来、多くの町民に利用されております。その多くは大学や高校への進学であります、そのほか専門学校への進学も含まれ、中には医療技術の資格取得を志す者も含まれているところとなっております。

また、この制度では、条例第9条において一定の条件を満たせば貸付金の返還金を免除する規定も設けられており、現状の規則においては、その業務を町内の医療機関に勤務する医師、または看護師としていたるところであります。看護師については、現在この制度を利用し、町内から看護師を目指す生徒が4名います。入学料、授業料、実習費や設備費など、国家資格を取得までには多額の費用負担となっていることあり、他の奨学資金制度をあわせ利用するケースが多い実情と聞いております。

しかし、町の支援の一方で、医療の高度化と医療制度の変革などにより、看護師が大型病院に集中する傾向にあり、地方では医療体制の維持、継続に困難が生じる事態が顕著となり、町立病院でも喫緊の課題となっていることは教育委員会としても承知をしているところであります。

このような現状を受けて、奨学資金制度見直しの必要性が高まったことから、町民から一人でも多くの看護師を育成することにつながるよう、貸し付けの促進と経済支援を図り、あわせて医療体制の維持のための人材の確保となるよう厚岸町奨学資金貸与条例の一部を改正しようとするものであります。

改正内容につきましては、お手元に配付させていただいております議案第42号説明資料、厚岸町奨学資金貸与条例の一部を改正する条例新旧対照表で説明をさせていただきます。

第6条を次のように改めるものであります。

奨学金の額は、小学生一人につき、次の各号に掲げる小学生の区分に応じ当該各号に定める額とし、予算の範囲内において教育委員会が決定するものであります。

第1号は、保健師、助産師、看護師法21条に規定する文部科学大臣の指定した学校教育法に基づく大学、もしくは学校または都道府県知事の指定した看護師養成所に在学している者に対して、新たに規定を設け、一般的な看護学校の学費の平均月額7万円以内とするものであります。

第2号は、准看護師について規定をしております。

第3号は、従前の規定をそのままとし、第1号及び第2号に規定する者以外の者に対して月額2万5,000円以内と規定するものであります。

なお、参考資料として、厚岸町奨学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則案新旧対照表を配付しておりますので、参考に ちょうしていただきたいと思います。

恐れ入りますが、議案書80ページにお戻り願います。

附則であります。

この条例の施行日を平成28年4月1日からとするものであります。また、このたびの改正は、看護師、准看護師を対象としたものでありますが、医師を初めとする他の医療従事者については別途添付をすることとしております。

以上、簡単な説明ではありますが、ご審議の上、ご承認くださいますようよろしくお願い申し上げます。

●議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。ございませんか。

12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 まず、第6条の(1)、(2)にそれぞれ都道府県知事が指定するところとありますけれども、北海道の知事が指定するこういった養成所、それは何カ所くらい指定になっているのかというところと、あとこれは奨学金ですから、返さなければ、返還しなければいけないというところで、この返還について何年ぐらいでどのような返還方法になるのかというところについてお伺いをいたします。

●議長（佐藤議員） 管理課長。

●教委管理課長（高橋課長） 私のほうから、まず、返還の年限でございますけれども、先ほどお話ししたとおり、参考資料として配っております規則の中にそれが記されております。18条に返還の免除という項目がございますして……

済みません、質問を取り違えました。

返還の期間でございますけれども、1年間を猶予して10年間の間に返還することとなっております。

●議長（佐藤議員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 前段の部分につきましては、町立病院が関係しておりますので、私の方から、知事のほうの指定した准看護師養成所につきましては、きちんとした調べを尽くしておりませんが14校くらいあるというところですが、そのうち2校が募集を今停止中というふうに聞いております。

●議長（佐藤議員） 12番、佐々木亮子議員。

●佐々木亮子議員 10年間で返還するということなんですけれども、これは年に幾ら返還するとか、そういった何か規定みたいなものというのはあるんでしょうか。

●議長（佐藤議員） 管理課長。

●教委管理課長（高橋課長） 定額とか不定額とかということではなくて、ご本人に10年間の間で返還計画を立てていただきます。それで、例えばある方ですと1年に1回ずつ払っていくと、ある方は毎月5,000円ずつとか1万円ずつとか、そういう形でそれぞれその人が払いやすいような形で払っていただくというような仕組みとなっております。

●議長（佐藤議員） 他にございませんか。

10番、杉田議員。

●杉田議員 冒頭、済みません、これ別途となるんですが、この関係奨学資金条例に関係したホームページを確認しますと、内容がちょっと若干異なっている部分があるかと思います。後ほどご確認いただければと思いますので、よろしくお願いします。

一部を改正する規則のほうの、それこそ今改正になっている部分の現行第18条9項2号の部分のあたりがないかと思います、インターネットのほうで確認すると。この辺のことを確認いただければと思います。こちらの今の改正いただいた内容なんですが、前々回の定例会の中で私が関連の質問をさせていただきまして、速やかな対応をいただいたことに大変感謝申し上げますと同時に、この予見可能性といいますか、を確保していただいているという意味で大変望ましい改正かと思います。

一方で、今、12番佐々木議員からもあったんですが……ごめんなさい、その前に冒頭申し上げた第18条9項の2号が削除された形になっていると思うんです。これ改めてご説明いただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 管理課長。

●教委管理課長（高橋課長） ホームページに現在出ている奨学金の規則につきましては、今回お配りした部分の改正前の部分が載っておりまして、今回のお配りしたものが最新のものという形になっております。それで……

●議長（佐藤議員） ちょっと休憩します。

午後 1 時39分休憩

午後 1 時41分再開

●議長（佐藤議員） 再開します。

総務課長。

●総務課長（會田課長） 申し訳ありませんでした。

ホームページからリンクされている例規集につきましては、まとめた形での更新ということになっておりますので、現時点での規則の改正部分については、まだ更新がされていないということです。これは今、3月の定例会で条例案もさまざま出ておりますので、これらもまとめた上で規則、規程等と更新がされるということになりますので、もう少しその辺については、ですから、今回更新に当たっては、この改正部分と今回の規則の改正部分と合わせた中で更新がされるものというふうに認識をしております。

●議長（佐藤議員） ちょっと休憩します。

午後 1 時42分休憩

午後 1 時43分再開

●議長（佐藤議員） 再開します。

総務課長、きちっと答弁してください。今、休憩の答弁ですから。

総務課長。

●総務課長（會田課長） 今現状、例規で検索をして見れる状態になっているものは、この現行の部分の前のやつで、業者委託をしている部分もありまして、随時更新ということにはなりません。そんなものですから、それら数ヶ月の部分をまとめるなり、あとは当然定例会ごとに条例案が出てきます。それで可決がされればということで、条例も含めた中で条例、規則、規程、それぞれまとめて更新をするという形を取っているものですから、現状では前の前の部分が掲載されているということですので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 管理課長。

●教委管理課長（高橋課長） 私のほうからは、お配りした参考資料の中の第18条9項2号その他教育委員会が認めた業務が削れているというようなご指摘ですけれども、これにつきましては規定をした段階ではその時代、その時代に必要な職種を想定して、例えば医療職ですとかそういうものが随時出てきた場合に対応しようということで、こういう形で一旦ちょっと規定をさせていただきましたけれども、これではちょっと曖昧ではないかというような部分で、きちんとした形でやるという形で、必要なかったときにすぐ規則を改正して、その職種を充てるという形に考えまして、今回このその他教育委員会が認めた業務という部分を削らせていただきました。

●議長（佐藤議員） 10番、杉田議員。

●杉田議員 ありがとうございます。

ホームページのほうは、できるだけ速やかに変えていただけるような、そんな願いをさせていただきます。

今、返還の免除の関係なんです、この奨学資金貸与条例というものは、町の人材不足を確保するためのものではないと思うんです、本来。本来といいますか目的は。ですから、冒頭申し上げたような明文化と同時に、こういった予見可能性を確保するという意味での准看護師、医師、看護師というふうな明記をしていただくと同時に、できる限り柔軟な対応ができる文言を残しておいていただきたいと、これは利用される側の方が多岐にわたると思いますので、できる限り教育委員会なり審議会の中で判断の、その文書がないと今の状態ですと、医師、看護師、准看護師しか貸せませんよというものになってしまうような気がするんです、免除の関係で。免除されませんよという、もう決まり

切っちゃっているようなもんなんで、できれば今後の柔軟性というものを確保する意味でも、この2号を残していただけるようなお願いができればと思います。

●議長（佐藤議員） 教育長。

●教育長（富澤教育長） 今、課長のほうからも説明をさせていただきましたけれども、ひとつ曖昧な部分を残すことによって、確かにいろいろな方が該当できるという部分もあるんですけれども、逆にいうと受ける側からするとはっきりしない。ですから、先ほど申したとおり、例えば今後、時代の要請により違う職種が必要になったときは、それはその中で教育委員会あるいは町長部局と協議する中で、この職種についてはこういうふうな免除規定を設けようという話し合いが持たれる中で、新たな規則ですので、規則をうたっていくほうが町民に対しても明確ではないだろうかという中で、この2号を外させていただきましたので、ご理解をいただければと思っています。

●議長（佐藤議員） 10番、杉田議員。

●杉田議員 ありがとうございます。

免除という部分に関して、そういった明文化ということをしたということですので、納得といたしますか、ある程度理解させていただきたいと思います。

町全体としては、小学生までの医療費無料化ですとか、子供たちに対して可能な限りの支援というものをさせていただいていると思うんですが、中学校卒業後は本当に多岐にわたる皆さんの進路があるかと思います。柔軟な発想というとなれなんですけれども、柔軟な思考を持って、こういった条例にも当たっていただければと思います。

以上です。

●議長（佐藤議員） 答弁要らないですか。

他にございませんか。

11番、中川議員。

●中川議員 今、佐々木議員と杉田議員が質問されたんですけれども、私もちょっと質問させていただきたいんですけれども、私もいつも教育長の顔を見たり隣にいる課長の顔を見て、奨学資金の増額を考えていないのかとか、あるいは医者、金がかかるので少し上げて、そういうあれもつくってもらえませんかとかよく要望していたんですけれども、ようやくここでこういう形で出てきたなと思ひまして、私も喜んでいる一人なんですけれども、今、課長から佐々木議員の説明の答弁で、月にお金を7万円ずつ借りますよね。そして10年間、それで課長の答弁は月どのぐらいずつ返すんですかといったら、それは10年間でどうのこうのと言いましたね。

それで私、要望なんですけれども、これほかの市町村にもあるようなんですけれども、例えばこの養成所を出て、病院なりどこなり勤めて、10年間勤めたらそれを免除だというのも私結構聞いているもんですから、杉田議員の答弁で、教育長が答弁されたのに絡

むのかなと思うんですけれども、そういう考え、結構釧路市なんかも以前、最近わかりませんけれども、保健師に奨学資金を貸して、そして10年なら10年勤めればそれは免除だと、返さなくてもいいよというような規定もあるようですから、これは私の要望というかお願いなんですけれども、そうするといいのかな、奨学資金の財源の関係もありますから、それはいろいろあると思うんですけれども、その辺の要望も聞き入れてちょっと答弁いただきたいと思いますと思うんですけれども。

●議長（佐藤議員） 管理課長。

●教委管理課長（高橋課長） お答えいたします。

参考資料としてお配りしておりました規則案の新旧対照表の中でありますけれども、この18条に返還の免除という形で、今おっしゃった部分で先ほど言った職種に関しましては、一定期間の年限を勤務すると免除しますよという規定がございます。それは貸与期間と同期間勤務すれば免除しますと、町内の医療機関に勤務した場合には免除しますというような規定がございますので、ご理解いただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 11番、中川議員。

●中川議員 今わかったんですけども、あなたが10年間でこうこう返すんだとさっき説明されたから、私もそっち見ないでそれを質問させてもらったんですけども、そういう規定があればいいんですけれども、今あなたが10年間で何ぼずつ返すんだよと佐々木議員の答弁をされたもんだから、ちょっと申し上げたんですけれども。わかりました。

●議長（佐藤議員） いいですね、答弁は。
他にございませんか。

（な し）

●議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（佐藤議員） 日程第11、議案第43号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

- 総務課長（會田課長） ただいま上程いただきました議案第43号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の提案理由や内容をまず説明する前に、少しのお時間をいただきまして、本議案、次の第44号、その次の第45号の条例の制定理由にも共通いたします行政不服審査法の改正についてご説明をさせていただきます。

別に配付をしております議案43号から45号までの説明資料をごらんいただきたいと思います。行政不服審査法の改正についてという題名になっております。また、これとは別に参考資料を5種類お配りしておりますので、ご確認いただきたいと思います。

まず、議案第43号から45号までに共通する参考資料として、19ページからなる行政不服審査法の改正前全文、これが参考資料の①であります。参考資料の②として、46ページからなる行政不服審査法の改正後全文、次に議案第43号(発言する者あり)逆です、申し訳ございません。

改正前全文が②、改正後の全文が①です。申し訳ございません。

それと、次に議案第43号参考資料として、11ページからなる関係法令抜粋資料、次に、議案第44号の参考資料として3ページからなります地方公務員法、地方自治法、それと厚岸町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例からそれぞれ関係カ所を抜粋したもの、それと次に、これは議案45号の参考資料になりますが、2ページからなる地方自治法と行政不服審査法施行令から関係カ所を抜粋したもの、この5種類それぞれお配りしておりますので、それぞれ議案ごとに参照していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、改めまして議案第43号から45号までの説明資料をごらんいただきたいと思います。

行政不服審査法は、行政省が行った処分等に関し、国民が行政庁に不服を申し立てる制度、いわゆる不服申立について、法制性の向上や使いやすさの向上の観点から、昭和37年の制定以来、約50年ぶりにその全部が改正されました。改正された行政不服審査法は、平成26年6月13日に公布され28年4月1日から施行されます。なお、これ以降の説明に当たりましては、改正後の行政不服審査法を改正法と、改正前の行政不服審査法を現行法とさせていただきます。

初めに、行政不服審査制度についてであります。

行政不服審査制度とは、行政庁が行った処分等に関し、国民がその見直しを求め、行政庁に不服を申し立てる手続であります。簡易迅速な手続により国民の権利、利益を救済することを目的としております。また、不服申立は、行政庁の処分その他法権力の行使に当たる行為、つまり許認可の取り消し等に関し不服がある場合や行政庁の不作为、つまり法令に基づく申請に対し、相当の期間内に何らかの処分その他法権力の行使に当たる行為をすべきにもかかわらず、これをしないことに不服がある場合にすることができるとあります。

不服申立を行った者、いわゆる審査請求人と処分を行った処分庁、いわゆる処分庁の主張を審理した上で不服申立の審査を行う行政庁、いわゆる審査庁が採決を行うことになります。不服申立について審査を行った結果、申し立てに理由があると認められた場

合は申し立てに係る行政処分を取り消す等の決定がなされます。

続いて、行政不服審査制度の見直しの概要についてであります。

改正法における現行法からの主な改正点は、1点目の公正性の向上では、一つ目が審理員による審理手続の導入で、次ページ図1のとおり不服申立の審査を行う者について、現行法には規定がありませんでしたが、改正法では9条1項及び2項により、職員のうち処分に関与しない者、つまり審理員が審査請求人及び処分庁の主張を公正に審理する制度が導入されます。

次ページ、二つ目が第三者機関への諮問手続の導入で、図1のとおり第三者の視点で審査庁の判断の妥当性をチェックすることにより、採決の公正性の向上を図るため、有識者からなる第三者機関が改正法81条1項または2項により設置されるとともに、当該第三者機関への諮問手続が43条1項により導入されます。

三つ目が、改正法38条1項及び31条5項の規定による審理手続における審査請求人の権利の拡充で、現行法では文書閲覧請求権の対象が処分庁から提出された書類等に限られておりましたが、改正法では38条1項により証拠書類等の閲覧に加え、謄写もできるようになるとともに、31条5項の規定により口頭意見陳述において処分庁へ質問をすることができるようになります。

2点目の使い安さの向上では、一つ目が不服申立期間の延長で、次ページ図2のとおり不服申立をすることができる期間が現行法における60日から、改正法18条1項により3カ月に延長されます。

二つ目が、不服申立手続の一元化で、次ページ図2のとおり現行法では不服申立の種類が異議申立と審査請求に分かれており、上級行政庁がない場合は、処分庁に異議申立をすることになりますが、従来、異議申立においては処分庁から説明を受ける機会が与えられていないといった手続上の不備があったため、改正法では2条により異議申立を廃止し、審査請求に一元化されます。

三つ目が、標準審理期間の設定で、改正法16条により採決をするまでに通常要すべき標準的な期間、つまり標準審理期間の設定が努力義務化されます。

四つ目が、争点、証拠の事前整理手続の導入で、改正法37条により複雑な事件の場合に、あらかじめ争点、証拠などを整理し、計画的に審理手続を進めるための準備手続が設けられます。なお、標準審理期間の設定と争点、証拠の事前整理手続の導入については、今回議案提出している条例案に影響があるものではございません。

以上が主な改正点であります。

なお、以下、厚岸町における関係条例の整備につきましては、この後の議案において説明させていただきますので、参考にしていただきたいと思います。

続きまして、議案第43号 行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について、その提案理由と条例案の内容をご説明いたします。

この条例につきましては、先ほどご説明いたしました行政不服審査法の主な改正点のうち、1点目の公正性の向上における審理員による審理手続の導入、第三者機関への諮問手続の導入、審理手続における審査請求人の権利の拡充、2点目の使いやすさの向上のうち、不服申立期間の延長と不服申立手続の一元化に伴い、関係ある9条例について改正する必要性が生じたことから、これらの条例を一括して改正するため、整理条例とし

て制定しようとするものであります。

続いて、条例の改正内容について説明いたします。なお、ただいま申し上げたとおり本条例は9条立ての構成とし、九つの条例の一部を改正するものでありますことをご了解いただきたいと存じます。

各条例の改正内容は、別に配付しております議案第43号説明資料の新旧対照表により行わせていただきます。恐れ入りますが、新旧対照表をごらん願います。また、この後の説明に当たりましては、改正後の行政不服審査法を改正法と、行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律を整備法と、行政機関の保有する情報の公開に関する法律を情報公開法と、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律を個人情報保護法と略させていただきますのであわせてご了解願います。

第1条厚岸町行政手続条例の一部改正についてであります。

第3条第1号の改正は、改正法における不服申立制度の審査請求への一元化に伴う軸の整理、第19条第2項第4号の改正は、整備法による改正後の行政手続法第19条第4号の規定に準じた軸の整理であります。

次ページ、第2条厚岸町情報公開条例の一部改正についてであります。

目次の第2章第3節の説明の改正は、改正法における不服申立制度の審査請求への一元化に伴う軸の整理、第12条第2項の改正は、情報公開条例第4条で略称規定が設けられていることによる軸の整理、第16条第1項の改正は、この後第19条の全部が改められ、この項で略称した第三者という文言がなくなることから、引用条番号を改めるための軸の整理であります。

第3節説明の改正は、改正法における不服申立制度の審査請求への一元化に伴う軸の整理、第19条の改正は、町政情報の開示決定等に関する不服申立制度の審査については、既に第三者機関として情報公開審査会が設置され、改正法で求められている公正性が確保されていることから、改正法における開示請求に係る不作為を含めて、現行どおり厚岸町情報公開審査会において審査することとするため、改正法第9条第1項ただし書きの規定に基づき、審理員の指名を不要とする規定を条の全部改正により追加するものであります。なお、本条は、整備法における改正後の情報公開法第18条第1項に準じた規定としております。第20条は、改正前の第19条審査会への諮問と、第20条諮問をした旨の通知をあわせた規定として条の全部を改めておりますが、この条も整備法における改正後の情報公開法第19条の規定に準じた規定としております。規定の内容は、情報公開審査会の審理手続を定めており、改正に際し審査請求できる事項に開示請求にかかわる不作為を追加するとともに、新たに第2項に審査会への諮問に際し、改正法第9条第3項により読みかえて適用する29条第2項の弁明書の添付を義務づけることを規定しております。また、この第2項は、改正後の第19条で審理員の指名を不要としたことから、審査請求の審理手続を情報公開審査会が行うこととなるため、規定するものであります。

次ページ、第21条の改正は、見出し及び第1号が改正法における不服申立制度の審査請求への一元化に伴う軸の整理、第2号が整備法における改正後の情報公開法第20条第2号の規定にあわせた軸の整理を行うため、号の全部を改めるものであります。第34条第4項の改正は、審査会への諮問に関する規定が第19条から第20条に改められたことにより、引用条番号を改めるものであります。第35条第4項は、改正法における不服申立

制度の審査請求への一元化に伴う軸の整理であります。第36条の改正は、情報公開審査会による口頭意見陳述を改正法第9条第3項により読みかえて適用する第31条に規定する口頭意見陳述と同様の方式によるものとする規定とするため、条の全部を改めるものであります。また、この36条も第20条第2項と同様、改正後の第19条で審理員の指名を不要としたことから、審査請求の審理手続を情報公開審査会で行うこととなるため規定するものであります。

次ページ、第37条、第38条第1項及び第40条の改正は、いずれも改正法における不服申立制度の審査請求への一元化に伴う軸の整理であります。

次に、第3条厚岸町個人情報保護条例の一部改正についてであります。

第2条の改正は、個人情報の開示決定等、訂正決定等、または利用停止決定等に関する不服申立の審査については、既に第三者機関として個人情報保護審査会が設置され、改正法で求められている公正性が確保されていることから、改正法における開示請求、訂正請求、または利用停止請求に係る不作為を含めて、現行どおり厚岸町個人情報保護審査会において審査することとするため、改正法第9条第1項ただし書きの規定に基づき審理員の指名を不要とする規定を条の全部改正により追加するものであります。なお、本条は、整備法における改正後の個人情報保護法第42条第1項に準じた規定としております。

次ページ、第23条は、改正前の第22条不服申立等と第23条諮問をした旨の通知をあわせた規定として条の全部を改めておりますが、この条も整備法における改正後の個人情報保護法第43条の規定に準じた規定としております。規定の内容は、個人情報保護審査会の審理手続を定めており、改正に際し審査請求できる事項に開示請求、訂正請求、または利用停止請求にかかわる不作為を追加するとともに、新たに第2項に審査会への諮問に際し、改正法第9条第3項により読みかえて適用する29条第2項の弁明書の添付を義務づけることを規定しております。また、この第2項は、改正後の第22条で審理員の指名を不要としたことから、審査請求の審理手続を個人情報保護審査会が行うこととなるため規定するものであります。第24条の改正は、改正法における不服申立制度の審査請求への一元化に伴う軸の整理及び整備法における改正後の個人情報保護法第44条の規定にあわせた軸の整理を行うため、条文の全部を改めるものであります。

次ページ、第25条の改正は、審査会への諮問に関する規定が、第22条第2項から第23条に改められたことによる引用条番号の改正、この後の厚岸町特定個人情報保護条例の一部改正により、同じく審査会への諮問に関する規定が第36条から第37条に改めることにより、引用条番号の改正であります。第25条の2の改正は、個人情報保護審査会による口頭意見陳述を改正法第9条第3項により読みかえて適用する第31条に規定する口頭意見陳述と同様の様式によるものとする規定とするため、条の全部を改めるものであります。また、この25条の2も第23条第2項と同様、改正後の第22条で審理員の指名を不要としたことから、審査請求の審理手続を個人情報保護審査会で行うこととなるため規定するものであります。

次ページ、第4条厚岸町特定個人情報保護条例の一部改正についてであります。

目次の第3章第4節の改正は、改正法における不服申立制度の審査請求への一元化に伴う軸の整理で、第20条第3項の改正は、この後第36条の全部が改められ、この項で略

称した反対意見書という文言がなくなることから、引用条番号を改めるための軸の整理であります。第36条の改正は、特定個人情報の開示決定等、訂正決定等、または利用停止決定等に関する不服申立の審査については、既に第三者機関として個人情報保護審査会が設置され、改正法で求められている公正性が確保されているという判断から改正法における開示請求、訂正請求または利用停止請求にかかわる不作為を含めて現行どおり厚岸町個人情報保護審査会において審査することとするため、改正法第9条第1項ただし書きの規定に基づき、審理員の指名を不要とする規定を条の全部改正により追加するものであります。なお、本条は、整備法における改正後の個人情報保護法第42条第1項に準じた規定としております。

次ページ、第37条は、改正前の第36条審査会への諮問と第37条諮問をした旨の通知をあわせた規定として条の全部を改めておりますが、この条も整備法における改正後の個人情報保護法第43条の規定に準じた規定としております。規定の内容は、個人情報保護審査会の審理手続を定めており、改正に際し審査請求できる事項に開示請求、訂正請求または利用停止請求にかかわる不作為を追加するとともに、新たに第2項に審査会への諮問に際し改正法第9条第3項により読みかえて適用する29条第2項の弁明書の添付を義務づけることを規定しております。また、この第2項は、改正後の第22条で審理員の指名を不要としたことから、審査請求の審理手続を個人情報保護審査会が行うこととなるため規定するものであります。

次ページ、第38条の改正は、見出し及び第1号が改正法における不服申立制度の審査請求への一元化に伴う軸の整理、第2号が整備法における改正後の個人情報保護法第44条の規定にあわせた軸の整理であります。

次に、第5条厚岸町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正についてであります。

第5条第2号の改正は、改正法における不服申立制度の審査請求への一元化に伴う軸の整理であります。

次に、第6条厚岸町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正についてであります。

第7条の改正は、改正法における不服申立制度の審査請求への一元化に伴う軸の整理であります。

次ページ、第7条職員の給与に関する条例の一部改正についてであります。

第16条の5第4項の改正は、改正法により新たな法律番号が付与されたこと及び引用条項番号等が改められることによる軸の整理であります。

次に、第8条厚岸町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてであります。

第4条第2項各号の改正は、審査申出書の記載事項に審査の申し出にかかわる処分の内容を第2号として追加すること及びその追加による号番号の繰り下げであります。

第3項は、審査申出書の添付書類について、これまでは行政不服審査法に規定する書類として引用していたところ、改正法によりその規定部分が行政不服審査法施行令に改正されたため、引用する法令及び条番号を改めるものであります。なお、実際の内容について変更はございません。

第6項は、審査申し出人に対し、届け出事項を加えるための法の追加であります。

次ページ、第6条第2項は、電子情報処理組織、いわゆるインターネットを利用した電子メールを利用して提出した弁明書も文書で提出されたものとみなす規定を加えるための項の追加であります。同条第3項は、改正前の第2項中、審査の申し出に対し全部を容認した場合は申し出人に対し、町からの弁明書等の送付を不要とするただし書きを削り、同項を第3項に繰り上げる改正であります。同条第5項は、固定資産評価審査委員会に審査申し出人から提出があった反論書を町長に送付することを義務づける規定を追加するものであります。第11条第1項の改正は、委員会が作成する審査決定書について具体的な記載事項を各号で追加するものであります。

次に、第9条厚岸町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてであります。

第13条の3第4項の改正は、改正法により新たな法律番号が付与されたこと及び引用条項番号等が改められることによる軸の整理であります。

次に、附則であります。

議案89ページをごらん願います。

第1項は、この条例の施行期日で、この条例は平成28年4月1日から施行するとするものであります。

第2項は、次ページにかけて適用区分の規定で、第8条の規定による改正後の厚岸町固定資産評価審査委員会条例第4条第2項、第3項及び第6項、第6条第2項、第3項及び第5項並びに第11条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税にかかわる固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格にかかわる審査の申し出について適用するものとし、平成27年度までの固定資産税にかかわる固定資産について、固定資産課税台帳に登録された価格にかかわる審査の申し出については、なお、従前の例によるとするものであります。

以上、若干長くなりましたけれども、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。ございませんか。

3番、堀議員。

●堀議員 行政不服審査法の16条、17条関係についてちょっとお聞きしたいんですけれども、標準審理機関とか審理員となるべき者の名簿というところなんですけれども、これらについてはどちらも努力義務ということで、議員協議会で事前に説明があったときにも、この努力義務に対して設ける考えはないのかと言ったんですけれども、現状の中ではちょっとまだ過去にも例がない中で、なかなか審理機関を設けることというものはもう少し検討させていただいてからというようなことの回答だったと思うんですよ。ただ、それは審査庁としての対応としてなるんですけれども、逆に言っちゃうと、厚岸町が不服審査の対象として関係処分庁として北海道のほうで審査庁となるような場合とかというのものも当然出てくると思うんですよ。そういったときには、やはり、これは北海道だってこの16条や17条というものは該当はするんでしょうからあれなんですけれども、やっぱり厚岸町だけじゃなくて市町村、市はいいのかな、町村だけでも意見集約した中

で北海道にはこの標準審理機関、そして審理員となるべき者の名簿を公表するようと、それを北海道で定めて厚岸町のほうにもその審理機関となる事務所に備えつけ、その他の適当な方法により公にしておかなければならないといった中で、それをやるようにまずは北海道のほうに求めてはいかがかなと、それを受けてそれを見ながら厚岸町としても先ほど言った個人情報保護審査会とかいろいろな関係処分庁となるべきところが関係するようなどころに対しての標準審理機関というものを、北海道のものを参考にしながらつくることができるんじゃないのかなと思うんですけども、この点についてはいかがでしょうか。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） お答えいたします。

北海道のほうからも、このたびのこの行政不服審査法改正に伴っての条例等の整備、または北海道としての体制、検討をしているという内容のものが既に町のほうにも届いております。この辺をもう少しじっくりと研究させていただいて、また、北海道の体制について総合振興局を通じてお聞きをした上で、そのあたり町からの要請をさせていただくところについては要請をさせていただくということで考えております。

●議長（佐藤議員） 3番、堀議員。

●堀議員 ぜひ、お願いします。

といったときに、その北海道で、例えば標準審理機関を定めたものと審理員の名簿というものをつくったとしたときに、厚岸町ではどちらのほうにどのような方法で備えておくのか。これについて聞いておきたいと思うんですけども。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） まず、厚岸町として標準審理機関を定めるかどうかということは、定める方向で検討していきたいということは、議員協議会の中でもお答えをさせていただきました。

今後それについては、他の町村の状況、あとは管内の他の町村とも協議をしながら進めていきたいと思っておりますけれども、あと審理員の名簿ですけれども、現状厚岸町としては今現在、この審理員を基本的に審査請求の少ないと思われる総務課ということで、私を審理員ということで考えております。名簿をつくるといった場合については、当然許認可等の少ない部署の長ということになりますので、この審理員を何名か候補として定めた場合については、この審理員の名簿の公表ということになっていきますんで。（発言する者あり）北海道の場合は、こういった厚岸町のような小規模町村とは違いますので、おそらくこういう不服申立ということが多くあると思っておりますので、当然その審理員についても庁内の職員ではなくて、別に審理員を定める場合も考えられると思っております。そういったものが定められてた場合については、北海道から示してもらえらるだろうというふうに思っています。（発言する者あり）それをどこ

に備えつけるかということについては、もう少し検討させてください。どのような形になるかちょっとわかりませんので。申し訳ございません。

●議長（佐藤議員） よろしいですか。

他にございませんか。

（な し）

●議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 日程第12、議案第44号 厚岸町行政不服審査会条例の制定についてを議題といたします。

職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。

総務課長。

●総務課長（會田課長） ただいま上程いただきました議案第44号 厚岸町行政不服審査会条例の制定について、提案理由と条例案の内容をご説明いたします。

この条例につきましては、議案第43号の冒頭で説明いたしました行政不服審査法の主な改正点のうち、1点目の公正性の向上における第三者機関への諮問手続の導入に係るもので、同法第81条第1項の規定に基づき、地方公共団体に執行機関の付属機関として同法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関、つまり地方公共団体の長の処分等に対する審査請求についての採決の客観性、公正性を高めるため、第三者の立場から審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈を含め、審査庁である地方公共団体の長等の判断の適否を審査するための機関を置くこととされたことから、厚岸町においてもこれに基づく機関を設置するため、新たに制定するものであります。

続いて条例案の内容についてご説明いたします。なお、この条例は、行政不服審査法第1款第67条から第73条までの国が設置する行政不服審査会に関する規定を基本に定めたものでありますので、ご了知いただきたいと存じます。

題名は、厚岸町行政不服審査会条例とします。

第1条は、厚岸町行政不服審査会を設置すること及び同審査会を設置する目的を規定するものであります。

第2条は、行政不服審査会の委員の人数について規定するものであります。人数は、情報公開審査会及び個人情報保護審査会の委員を充てることを想定し、両審査会の委員の人数に合わせ5人以内とします。

第3条は、行政不服審査会の委員の第1項が委嘱について、第2項が任期について、第3項が罷免について、第4項及び第5項が服務について、第6項が報酬及び費用弁償について規定するものであります。また、第2項では、委員の任期を当該事件に関する審査が完了するまでとすると規定し、行政不服審査会を非常設で置くこととしております。非常設とする理由については、行政不服審査法81条第2項の規定において、前項の規定にかかわらず地方公共団体は当該地方公共団体における不服申立の状況等に鑑み、同項の機関を置くことが不適當、または困難であるときは、条例で定めるところにより事件ごとに執行機関の附属機関として、この法律の規定によりその権限に属させられた事項を処理するための機関を置くこととすることができるとされており、相当期間さかのぼっても不服申立がないといった過去の経過や、将来頻繁に不服申立がされる規定が想定できないため、本町においては常設とすることが適當ではないと考え、非常設で置くこととするものであります。

第6項の報酬と費用弁償に関する規定については、審査会の委員が地方公務員法第3条第3項第2号に規定する非常勤の特別職となるため、地方自治法第230条の2によりこれを支給するとするもので、この項で規定している条例の別表中、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づいて設置された附属機関の委員として日額8,300円能報酬並びに日額800円の日当及びその距離に応じた車賃を合わせた費用弁償を支給することとしております。なお、その他の項の規定は、行政不服審査法第69条の規定に準じたものであります。

次ページ、第4条は、審査会の会長の第1項が設置及び選任方法について、第2項がその職務について、第3項は職務の代理について規定するものであります。

第5条は、審査会の会議の第1項が招集及び議長について、第2項が開催条件について、第3項が議決条件について規定するものであります。

第6条は、審査会の庶務を処理する担当課について規定するものであります。国が設置する行政不服審査会は、行政不服審査法第73条の規定により、保有の事務局を設置することとしておりますが、厚岸町では職員の確保が難しく保有の事務局を設置することが困難であるため、審査会の庶務を審査請求にかかわる処分に関与している可能性が最も低いと思われる、総務課において処理することとするものであります。

第7条は、本条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項を規則に委任することについて規定するものであります。

最後に附則であります。

この条例は、行政不服審査法の施行日に合わせ、平成28年4月1日から施行するとするものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。ございませんか。

(な し)

- 議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。
お諮りいたします。
討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり決しました。
- 議長（佐藤議員） 日程第13、議案第45号 厚岸町行政不服審査法関係手数料条例の制定についてを議題といたします。
職員の朗読を省略し、提案理由の説明を求めます。
総務課長。

- 総務課長（會田課長） ただいま上程いただきました議案第45号 厚岸町行政不服審査法関係手数料条例の制定について、提案理由と条例案の内容をご説明いたします。

この条例につきましては、議案第43号の冒頭でご説明いたしました行政不服審査法の主な改正点のうち、1点目の公正性の向上における審理手続における審査請求の権利の拡充に係るもので、同法第38条第1項及び第78条第1項により、審査請求人または参加人は審理員による審理手続及び行政不服審査会による調査審理手続のいずれにおいても、審理関係者から提出された書類や資料について写しの交付を求めることができることとされる一方、同法38条第6項により読みかえて適用する同条第4項及び同法81条第3項の規定において読みかえて準用する第78条第4項により、写しの交付を受ける審査請求人または参加人は、実費の範囲内で定める額の交付にかかわる手数料を納めなければならないこととされるとともに、地方公共団体においても写しの交付にかかわる納付義務に関する規定、手数料の額並びに同法第38条第6項により読みかえて適用する同条第5項及び同法第81条第3項において読みかえて準用する第78条第5項の減免に関する規定について条例で定めることとされたことから、本町においても写しの交付にかかわる手数料を徴収することとするため、新たに制定するものであります。

続いて、条例案の内容についてご説明いたします。

題名は、厚岸町行政不服審査法関係手数料条例とします。

第1条は、この条例の趣旨規定で、行政不服審査法の規定による提出資料等の写し等の交付にかかわる手数料について、必要な事項を定めるものとするものであります。

第2条は、前段で申し上げました行政不服審査法第34条第6項により読みかえて適用する同条第4項の規定に基づく手数料の額に関する規定であります。

第3条は、これも前段で申し上げました行政不服審査法第81条第3項において、読みかえて準用する第78条第4項の規定に基づく手数料の額に関する規定であります。なお、

手数料の納付は第2条、第3条のいずれも交付を求めるときとしております。

恐れ入りますが、94ページの別表をごらん願います。

手数料の額は、実費の範囲内で定めるとする行政不服審査法の規定に基づき、複写機により用紙に白黒、またはカラーで複写したものの交付、電磁的記録に記録された事項を用紙に白黒、またはカラーで出力したものの交付、いずれも実費相当額で定めたもので、白黒がいずれも5円、カラーがいずれも20円としております。

次に、93ページへお戻りいただき、第4条は、行政不服審査法第38条第6項により読みかえて適用する同条第5項の規定に基づく規定であり、行政不服審査法施行令第13条第1項に準じて規定した、手数料の減免に関する規定であります。したがって、手数料の減免権者は町長ではなく、審理員となるものであります。また、減免することができるのは、第1号の生活保護法に基づき扶助を受けている場合、または、当該年度分の市町村民税が非課税の世帯であって、前号で規定しております生活保護法に基づく扶助を受けていない場合のみとしております。なお、第1項の減免の限度額2,000円につきましては、これも施行令第13条第1項で規定する減額の限度額に準じた規定としております。

次ページ、第2項は、減免を受ける場合の書面の提出について、第3項は当該書面への事実を証明する書類の添付について、それぞれ義務づける規定であります。なお、この第2項及び第3項は、いずれも施行令第13条第2項及び第3項に準じた規定としております。

第4項は、行政不服審査法第9条第3項の規定により読みかえて第38条第1項の規定を適用する場合、または他の法律において動向の規定を準用する場合であって、同法第9条第1項の規定による審理員の指名を要しない場合においては、いずれも審理員が指名されていないため、本条例第4条第1項及び第2項中、審理員を審査長と読みかえる必要があるため、この読みかえ規定を設けるものであります。

第5項は、行政不服審査法第81条第3項において、読みかえて準用する第78条第5項の規定に基づく手数料の減免に関する規定であります。したがって、手数料の減免権者は審査員ではなく、厚岸町行政不服審査会となるためこの読みかえ規定を設けるものであります。

最後に附則であります。

この条例は、行政不服審査法の施行日に合わせ、平成28年4月1日から施行するものであります。

以上、簡単な説明でございますが、ご審議の上、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

●議長（佐藤議員） これより、質疑を行います。ございませんか。

3番、堀議員。

●堀議員 実際上の件数というものがなかなか想定できない中で、こういう質問もどうなのかなと思うんですけども、別表、白黒が5円、カラーが20円となっているんですけども、用紙の大きさでの分類というものがされていない。例えば、全紙のコピーをとるような状態になったときも、この20円とか5円でいいのかという、あり得るとしたら

ば、電磁記録に記録された事項を用紙にプリントアウトするときに、全紙なりで出すことが可能なものもあるのかなと、コピー機で全紙のコピーというのはなかなか市町村にはないと思うんですけれども、というような状態、例えば図面とか、そういうようなものを出すようなときといったものを想定したときに、全紙の紙が5円で済むのかどうかという実際上の経費的な話になるんですけれども、その点は、それともあくまでもA4サイズ、A3サイズのコピーしかないんだということなんでしょうか。どうなんでしょうか。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 基本的に私ども考えたのは、審理関係者から提出された書類ですとか資料、書類が主になるかと思えますけれども、基本的にはA4版ということで考えて、この設定にさせていただきました。写しを求められた場合につきましても、基本的にはA4で交付をさせていただく予定であります。

●議長（佐藤議員） 3番、堀議員。

●堀議員 資料なんですから、あくまでもA4版の書面だけじゃなくて、図面や何かというものも当然あり得てくると思うんですよね。そういったときにどうなのということなんですよ。あくまでも書面としてしか審理の対象として受け付けないんだと、関係するような図面関係というものが、仮にその審理において必要なものであるということで出されても、それらについては一切複写しないんだということで、審理会というのは進められるようになるということなんでしょうか。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 議員、最初のほうのご質問で述べられたとおり、なかなか想定がしづらいという部分もございます。はっきり言いますと、まだ私ども事務局としても、なかなか想定がしづらいという部分がございますので、まずはこういった形で基本的な金額を定めさせていただいて、当然そういった、もし案件が出て、不服申立があつて、こういった写しの交付を求められた場合については、まずはA4でもよろしいですかという承認をもらった中でA4で交付する、また、どうしても今ご質問者が言われたとおり、図面で大きなものが出てきて、それに応じたものを交付しなければならないといった場合については、こういった形で条例で定めたわけですから、条例の改正なり何なりで対応させていただきたいと、今のところまだ何とも想定がしづらいという部分がございますので、申し訳ありませんけれども、そういったことをご理解いただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 他にございませんか。

6番、室崎議員。

●室崎議員 私もそこ聞こうと思っていたんですね。

この条例の改正は大いに結構ですが、もし今これが4月以降すぐに出てきた場合に、条例改正するまで出せませんとは言えないですね。そうすると畳一畳あつたって、片面は片面で5円だということしか今規定はないというふうに解釈せざるを得ないじゃないかと。何でもかんでもA4にするんだっていうことになるのと、またいろいろな問題も出るでしょうから、この手数料というのはただではできないんだということで決めるので、そんな畳一畳とか、A1とかいうようなものがぼんぼん出るなんてあり得ないので、それで厚岸町が多額の損害をこうむるなんていうこともあり得ないので、そのあたりは柔軟に行くより仕方がないんじゃないかという気がいたします。それはそのように考えていただければなと思うんです。

もう一つお聞きしておきたいのは、ちょっとここの文書をどういうふうに読むのか確認です。それは第4条です。1件につき2,000円を限度として手数料を減額し、または免除することができる。1枚5円の文書が2,000ページあると1万円ですよね、計算すると。だったときに、それは8,000円になるのがいっぱいいっぱいですよという意味なんでしょうか。2,000円を限度ととしてというのは、そういう意味なんでしょうか。減額するのは2,000円までですよ、免除するのも2,000円までですよ、そういう意味なんでしょうか。ここのところをちょっと明確に教えてください。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 白黒5円なものを400枚で2,000円ですね。1,000枚であれば5,000円、2,000枚で1万円ということになるかと思いますが、こういった方々からの写しの交付の請求があった場合については、1件につきということですから、その1事件について書類の求めがあった場合については、これら全部を合わせた手数料の2,000円を限度として、またかからない場合については当然、2,000円以下の場合については全くの減免ということになりますけれども、免除ということになりますけれども、もし1万円だとすれば2,000円を限度としてということで、こういった規定になっています。

大変申し訳ございません、これにかかわる提出資料であるとかというものが、どれだけの量になるかというのは今のところまだ見当がつきませんけれども、いずれにしても一つの案件に対して2,000円を限度として免除をするということで考えております。

●議長（佐藤議員） 休憩します。

午後2時49分休憩

午後2時49分再開

●議長（佐藤議員） 再開します。

総務課長。

●総務課長（會田課長） 申し訳ありません。

もし500ページ、600ページになった場合については、400ページまではただになると、白黒であれば免除をすると、それが2,000円を限度としてという規定になっております。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 これもそのために何だか難しい書類をいろいろ書かなきゃならないんでしょう。それで証明するものも添付しなければならないですね。場合によっては、それをそろえるのにも結構お金がかかりますよ。住民票一つとって今300円だったかな、かかるわけですよ。そうして、例えば物すごい膨大な資料で10万円ぐらいかかったとする。この人は生活保護を受けてたんですよ。お金が大変なんですよと、そうですかと、じゃこういう申請を出してくださいと、そのためには手間とお金をかけて持っていった。そうしたら2,000円だけ安くしてくれた。これは、せっかくつくった行政不服審査法というのは、これが生きるということがあったら大変なんですけれども、本当の最後のとりでみたいな条例ですよ。だけれども、そういうものが今までは行政不服審査法は、いろいろ言われていたわけですよ。敷居が高くてなかなか行けない、あることになっているけれども、非常に使い勝手が悪い。それをよくしましょう、門戸を広げましょう、そして何かがあったときには使いやすくしましょうというのが法律改正で、その趣旨にのっとって厚岸町も膨大な条文の条例をつくって、その体制をつくったわけですよ。その中に手数料条例も出てくるんですが、その手数料に関してもいわゆる主力の弱い人に対しても使えるように減免規定をつけたんですよ。それなら形式的に流れないで、本当にこの減免規定があったために助かったというようなものになさったらいかがでしょうか、検討いただきたいんです。

それから、またこれがあるためにさっきの片面幾らの話じゃないけれども、厚岸町が多なる金銭的負担をしなければならなかったなんてことは、まず通常考えられないですよ。そういうところに2,000円を限度にしてとつけていること自体、いわばこういう制度に厚岸町本当に使えるようなものつくっているんだろうかなんて妙な目で見られるのは本意でないと思います。そういう意味でご検討いただきたい。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 仮に、この条例に規定するような方々からこういった請求があった場合として、そのときにまた検討をさせていただき、柔軟に対応させていただきたいと思います。条例の改正が必要になってくる場合もございますけれども、今後の検討とさせていただきたいと思います。

●議長（佐藤議員） 6番、室崎議員。

●室崎議員 本当にそういうのが出てきたときに考えましょうという言い方では、本当に出てきたときには間に合わないんですよ。今、不服申立したときに、あなたのような人

が出てきたきたからやっぱりここうまくないね、じゃこの後考えて、条例も変えることもあり得るからといったって、その人は何も喜びませんよ。やっぱり、どんなものが出てくるかわからないと先ほどからおっしゃるし、私もそう思います。それならば、やっぱりそういうことを想定して、そういうときにも十分役に立つようなものにしておくということが、せっかくつくったんなら、大事なことじゃないでしょうか。そういう点で、ご検討をいただきたいと、こういうことです。

●議長（佐藤議員） 総務課長。

●総務課長（會田課長） 速やかに検討させていただきたいと思います。改正に向けて検討させていただきます。

●議長（佐藤議員） 他にございませんか。

（な し）

●議長（佐藤議員） なければ、質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、本案は、原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

●議長（佐藤議員） 異議なしと認めます。

よって、本案は、原案のとおり決しました。

●議長（佐藤議員） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これにて散会いたします。

午後 2 時55分散会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成 2 8 年 3 月 1 0 日

厚岸町議会

議 長

署名議員

署名議員